

319
347

怡
二
十
八
年
至自
六
一
月

お
お
お
お
お

396

十
三



始



正印
子孫
永昌

特216
631



お
さ
し
づ



目

明治廿八年 一月十日
 明治廿八年 一月十一日
 明治廿八年 一月十四日
 明治廿八年 一月十四日
 明治廿八年 一月十五日
 明治廿八年 一月十五日
 明治廿八年 一月十五日
 明治廿八年 一月十五日
 明治廿八年 一月十六日
 明治廿八年 一月十六日
 明治廿八年 一月十六日

次

高安部内八尾布教所普請願……………(一)
 北部内淀出張所神遷し願……………(一)
 内務省社寺局よりの件に付橋本上京伺……………(一)
 諸井ろく身上願……………(二)
 郡山分教會内に井戸掘の願……………(三)
 芦津部内天津支教會出願の願……………(三)
 中河部内泉場、鷺浦出張所出願の願……………(四)
 南海部内三里布教所建物願……………(四)
 南海部内眞妻布教所神假遷し願……………(四)
 山名部内田子浦布教所設置願……………(五)
 城島部内南部布教所設置願……………(五)
 高知部内川ノ江支教會に引直し願……………(五)

明治廿八年 一月十七日 兵神部内武川布教所移轉願……………(六)
 明治廿八年 一月十七日 北部内松江、隱岐島出張所設置願……………(六)
 明治廿八年 一月十七日 北部内園部出張所出願の願……………(六)
 明治廿八年 一月十七日 梅谷部内寶飯出張所出願の願……………(七)
 明治廿八年 一月十八日 南海分教會神遷し及月次祭改め願……………(七)
 明治廿八年 一月十八日 南海部内知多布教所地搗棟上の願……………(七)
 明治廿八年 一月十八日 南海部内西向布教所神遷し願……………(七)
 明治廿八年 一月十八日 郡山部内長里出張所建築願……………(八)
 明治廿八年 一月十八日 船場部内堀江支教會開筵式願……………(八)
 明治廿八年 一月十八日 船場部内船穂出張所設置願……………(八)
 明治廿八年 一月十八日 北部内竹野、郷出張所出願の願……………(九)
 明治廿八年 一月十八日 北部内淀出張所新築等願……………(九)
 明治廿八年 一月十八日 北部内神出を細川支教會と改稱等願……………(九)

明治廿八年 一月十八日 北部内峰山出張所出願の願……………(一〇)
 明治廿八年 一月十八日 梅谷部内井平、城内出張所出願の願……………(一〇)
 明治廿八年 一月十八日 高知部内川ノ江支教會普請等願……………(一一)
 明治廿八年 一月十八日 櫻井部内九度山布教所設置願……………(一一)
 明治廿八年 一月十八日 櫻井部内伊都出張所地搗及井戸掘願……………(一二)
 明治廿八年 一月十八日 中山重吉普請の願……………(一三)
 明治廿八年 一月十八日 山名分教會へ柴本入込みの願……………(一三)
 明治廿八年 一月十九日 高安部内河陽、紀北、泉郡出張所設置願……………(一三)
 明治廿八年 一月十九日 中河部内石川支教會月次祭改め願……………(一三)
 明治廿八年 一月十九日 中河部内平野支教會祭日等の願……………(一三)
 明治廿八年 一月十九日 宮森與三郎母身上心得まで願……………(一四)
 明治廿八年 一月二十日 山名分教會敷地取廣め願……………(一四)
 明治廿八年 一月二十日 山名部内佐世保支教會長後任願……………(一五)

明治廿八年 一月二十日 山名部内御浦布教所後任願……………(一五)
 明治廿八年 一月二十日 撫養分教會座敷上棟式願……………(一五)
 明治廿八年 一月二十日 中河分教會敷地取廣め願……………(一五)
 明治廿八年 一月二十日 東部内瀧の川出張所土地建築等願……………(一五)
 明治廿八年 一月二十日 日本橋部内溝呂木支教會開筵式願……………(一六)
 明治廿八年 一月二十日 日本橋部内梅の木、神谷、北橋布教所鎮座祭願……………(一六)
 明治廿八年 一月二十日 日本橋部内沼田出張所新築願……………(一七)
 明治廿八年 一月廿二日 兵神部内有馬出張所設置願……………(一七)
 明治廿八年 一月廿二日 兵神部内三神支教會設置願……………(一八)
 明治廿八年 一月廿二日 兵神部内加古支教會靈祭變更願……………(一八)
 明治廿八年 一月廿五日 上志兵四郎地所買入願……………(一九)
 明治廿八年 一月廿五日 日本橋部内本庄支教會開筵式等願……………(一九)
 明治廿八年 一月廿五日 日本橋部内仲町布教所開筵式及祭日願……………(一九)

明治廿八年 一月廿五日 日本橋部内佐位出張所開筵式願……………(二〇)
 明治廿八年 二月三日 郡山部内綾部出張所地所買入等願……………(二〇)
 明治廿八年 二月五日 寺田半兵衛及たき身上願……………(二〇)
 明治廿八年 二月八日 社寺局質問に付前川、橋本上京願……………(二一)
 明治廿八年 二月十五日 南紀支教會長居宅建築願……………(二一)
 明治廿八年 二月十五日 山名部内鹿玉出張所上棟願……………(二一)
 明治廿八年 二月十五日 山田吉之助當地に借宅居住の願……………(二二)
 明治廿八年 二月十六日 堺部内五ヶ莊布教所開筵式等願……………(二二)
 明治廿八年 二月十六日 城法部内芝村出張所普請願……………(二三)
 明治廿八年 二月十七日 日本橋分教會地ならし井戸の願……………(二四)
 明治廿八年 二月十七日 櫻井部内伊都出張所石搗棟上願……………(二四)
 明治廿八年 二月十八日 高安部内泉郡出張所出願の願……………(二四)
 明治廿八年 二月十八日 中山重吉普請圖面通り願……………(二四)

明治廿八年 二月十九日
 明治廿八年 二月十九日
 明治廿八年 二月廿一日
 明治廿八年 二月廿一日
 明治廿八年 二月廿一日
 明治廿八年 二月廿一日
 明治廿八年 二月廿一日
 明治廿八年 二月廿一日
 明治廿八年 二月廿一日
 明治廿八年 二月廿一日
 明治廿八年 二月廿一日
 明治廿八年 二月廿一日

高安部内河陽、紀北出張所出願の願……………(一五)
 河原町部内相樂出張所擔任入込願……………(一五)
 中河分教會教祖殿新築手斧始願……………(一六)
 中河部内鷺浦出張所祭日願……………(一六)
 中河部内石川支教會手斧始願……………(一六)
 郡山部内富野、佐山、多賀出張所出願の願(一六)
 郡山部内山家、多摩、泉南出張所出願の願(一七)
 郡山部内桃園、明治布教所出願の願……………(一七)
 東部内板橋出張所開筵式等願……………(一七)
 日本橋部内宇都宮支教會開筵式願……………(一八)
 日本橋部内結城、北足立布教所開筵式願……………(一八)
 日本橋部内武崎、横見布教所開筵式願……………(一八)
 北部内鷺島布教所設置願……………(一九)

明治廿八年 二月廿一日
 明治廿八年 二月廿一日
 明治廿八年 二月廿一日
 明治廿八年 二月廿一日
 明治廿八年 二月廿一日
 明治廿八年 二月廿一日
 明治廿八年 二月廿一日
 明治廿八年 二月廿一日
 明治廿八年 二月廿一日
 明治廿八年 二月廿一日
 明治廿八年 二月廿一日

撫養部内德島出張所建築願……………(一九)
 撫養部内勝浦布教所門及建添願……………(一九)
 山名部内福島支教會祭日及普請願……………(二〇)
 山名部内足達出張所祭日願……………(二〇)
 山名部内周知支教會月次祭改め願……………(二〇)
 山田作治郎母身上願……………(二一)
 兵神分教會靈祭日變更願……………(二一)
 兵神部内加東支教會建築願……………(二二)
 撫養部内香川支教會土持手斧始願……………(二二)
 撫養部内福井出張所増築願……………(二三)
 撫養部内名西出張所教祖殿建築願……………(二三)
 東部内立野堀支教會に引直し願……………(二三)
 山名部内田子浦布教所出願の願……………(二三)

明治廿八年 二月廿二日
 山名部内山梨、富士支教會祭日願……………(三)
 明治廿八年 二月廿二日
 北部内栗田支教會普請願……………(三)
 明治廿八年 二月廿二日
 南海部内湯川、田邊布教所開筵式願……………(三)
 明治廿八年 二月廿二日
 南海部内牟婁出張所普請始願……………(三)
 明治廿八年 二月廿三日
 日和佐支教會教祖樣鎮座祭願……………(三)
 明治廿八年 二月廿三日
 芦津部内笠岡支教會赤衣讓り受け願……………(三)
 明治廿八年 二月廿三日
 芦津部内西宮支教會月次祭改め願……………(三)
 明治廿八年 二月廿三日
 兵神部内豐原、攝北出張所設置願……………(三)
 明治廿八年 二月廿三日
 山名部内八代、東八代、逸見布教所設置願(美)
 明治廿八年 二月廿三日
 東部内立野堀支教會開筵式願……………(三)
 明治廿八年 二月廿三日
 撫養部内名東支教會教祖樣鎮座祭願……………(三)
 明治廿八年 二月廿三日
 北部内尾道支教會土地建物買求め願……………(三)
 明治廿八年 二月廿三日
 南海部内阿田和、神下布教所設置願……………(三)

明治廿八年 二月廿三日
 南海部内度會布教所移轉願……………(三)
 明治廿八年 二月廿三日
 南海部内知多、豐丘布教所開筵式願……………(三)
 明治廿八年 二月廿三日
 高知部内本山出張所月次祭等願……………(三)
 明治廿八年 二月廿三日
 南紀部内幡豆布教事務取務所設置願……………(三)
 明治廿八年 二月廿四日
 東部内常陽、佐原布教所設置願……………(三)
 明治廿八年 二月廿四日
 東部内河内、行方、四丁野出張所設置願……………(三)
 明治廿八年 二月廿四日
 山名部内岡崎、曾我、太井布教所設置願……………(三)
 明治廿八年 二月廿四日
 山名部内仙臺支教會普請願……………(三)
 明治廿八年 二月廿四日
 山名部内松本、八王子出張所祭日願……………(三)
 明治廿八年 二月廿五日
 郡山部内日登出張所設置願……………(三)
 明治廿八年 二月廿五日
 北部内矢掛布教所出願の願……………(三)
 明治廿八年 二月廿五日
 宇佐部内國東布教所設置願……………(三)
 明治廿八年 二月廿五日
 飯降政甚縁談運人の心得の願……………(三)

- 明治廿八年 二月廿六日 教祖様御靈舎新築の願……………(五)
- 明治廿八年 二月廿六日 北屋敷の納屋東新屋敷へ移す願……………(六)
- 明治廿八年 二月廿六日 鳥ヶ原支教會を分教會に引直し事情願……………(七)
- 明治廿八年 二月廿六日 泉支教會長辭職に付後任願……………(八)
- 明治廿八年 二月廿七日 八木布教所擔任の事情に付願……………(九)
- 明治廿八年 二月廿七日 郡山部内谿羽支教會建物並に役員入込願……………(一〇)
- 明治廿八年 二月廿七日 郡山部内綾部出張所破損に付改め上棟願……………(一一)
- 明治廿八年 二月廿七日 山名部内吉田、相良布教所説教日等願……………(一二)
- 明治廿八年 二月廿七日 河原町部内滋賀支教會擔任變更願……………(一三)
- 明治廿八年 二月廿七日 東部内佐原布教所出願等願……………(一四)
- 明治廿八年 二月廿七日 東部内千葉出張所地ならし手斧始願……………(一五)
- 明治廿八年 二月廿七日 東部内立野堀支教會門等建築願……………(一六)
- 明治廿八年 二月廿七日 東部内常陽出張所出願等願……………(一七)

- 明治廿八年 二月廿七日 東部内行方、河内布教所出願等願……………(一八)
- 明治廿八年 二月廿七日 東部内四丁野出張所出願の願……………(一九)
- 明治廿八年 二月廿七日 北部内美袋出張所地所買入願……………(二〇)
- 明治廿八年 二月廿八日 郡山部内東肥支教會土地建物願……………(二一)
- 明治廿八年 二月廿八日 郡山部内山家出張所舊宅修繕願……………(二二)
- 明治廿八年 二月廿八日 山名部内磐城平支教會土地等願……………(二三)
- 明治廿八年 二月廿八日 山名部内城東支教會祭日願……………(二四)
- 明治廿八年 二月廿八日 中河部内平野支教會建築願……………(二五)
- 明治廿八年 二月廿八日 中河部内大津出張所地上げ等願……………(二六)
- 明治廿八年 二月廿八日 日の元講織田布教所移轉願……………(二七)
- 明治廿八年 二月廿九日 本局幹事を教長様にとの事に付願……………(二八)
- 明治廿八年 三月二日 教祖様墓標臺石仕替へる願……………(二九)
- 明治廿八年 三月二日 郡山部内安濃出張所に引直し願……………(三〇)

- 明治廿八年 三月 二日 宇佐支教會開筵式等願……………(五)
- 明治廿八年 三月 三日 船場部内船穗出張所出願の願……………(六)
- 明治廿八年 三月 三日 兵神部内三神支教會出願の願……………(六)
- 明治廿八年 三月 三日 兵神部内有馬、豊原出張所出願の願……………(五)
- 明治廿八年 三月 三日 河原町部内楊原、松田出張所設置願……………(五)
- 明治廿八年 三月 三日 河原町部内西海出張所出願の願……………(六)
- 明治廿八年 三月 三日 宇佐部内國東布教所出願等願……………(六)
- 明治廿八年 三月 四日 島ヶ原支教會を分教會引直しの件に付心得進願(六)
- 明治廿八年 三月 五日 郡山部内鴨西出張所出願の願……………(六)
- 明治廿八年 三月 五日 山名部内東八代、逸見布教所出願の願……………(六)
- 明治廿八年 三月 五日 山名部内八代、岡崎布教所出願の願……………(六)
- 明治廿八年 三月 五日 平安部内勢野布教所開筵式願……………(六)
- 明治廿八年 三月 六日 梅谷分教會事情に付増野、宮森出張願……………(六)

- 明治廿八年 三月 六日 宇佐支教會へ喜多派出願……………(六)
- 明治廿八年 三月 六日 山名部内太井、曾我布教所出願の願……………(六)
- 明治廿八年 三月 六日 河原町部内交野布教所普請願……………(六)
- 明治廿八年 三月 六日 堀内與藏小人の事に付願……………(六)
- 明治廿八年 三月 七日 泉支教會擔任交代の願……………(六)
- 明治廿八年 三月 七日 郡山部内一條出張所教祖殿建築願……………(六)
- 明治廿八年 三月 七日 河原町部内豊國出張所出願の願……………(六)
- 明治廿八年 三月 九日 高安分教會地所賣拂ひの件に付願……………(六)
- 明治廿八年 三月 九日 撫養分教會門建直し教會修繕願……………(六)
- 明治廿八年 三月 九日 撫養部内板野出張所開筵式願……………(六)
- 明治廿八年 三月 九日 兵神部内原安布教所設置願……………(六)
- 明治廿八年 三月 九日 河原町部内星田布教所設置願……………(六)
- 明治廿八年 三月 十日 教祖様御靈殿建築致し度願……………(六)

- 明治廿八年 三月十日 兵神部内眞加布教所神靈祭變更願……………(三)
- 明治廿八年 三月十日 高安部内八尾支教會に引直し願……………(三)
- 明治廿八年 三月十日 南紀部内幡豆布教所出願の願……………(三)
- 明治廿八年 三月十一日 城島分教會前の川へ橋かける願……………(三)
- 明治廿八年 三月十一日 城島部内宮川、南部布教所出願の願……………(三)
- 明治廿八年 三月十一日 南海部内紀尾支教會引直し式執行願……………(三)
- 明治廿八年 三月十一日 清水與之助身上願……………(三)
- 明治廿八年 三月十一日 村田慶藏普請事情に付願……………(三)
- 明治廿八年 三月十二日 梅谷部内の者退社後改心に付心得迄願……………(三)
- 明治廿八年 三月十二日 河原町部内越乃國支教會古建物取拂ひ願……………(三)
- 明治廿八年 三月十二日 永尾檜治郎小人身上願……………(三)
- 明治廿八年 三月十三日 内務省よりの事情に付前川、橋本上京願……………(三)
- 明治廿八年 三月十三日 上志より買入宅地石垣並に塀の願……………(三)

- 明治廿八年 三月十三日 旭日支教會設置願……………(三)
- 明治廿八年 三月十三日 北部内岡山支教會普請改めて願……………(三)
- 明治廿八年 三月十三日 増野正兵衛小人目の障り願……………(三)
- 明治廿八年 三月十四日 河原町部内楊原、松田出張所出願の願……………(三)
- 明治廿八年 三月十四日 北部内札幌出張所出願の願……………(三)
- 明治廿八年 三月十四日 中河部内神川支教會移轉願……………(三)
- 明治廿八年 三月十四日 平野檜藏目の障りに付願……………(三)
- 明治廿八年 三月十八日 刻限……………(三)
- 明治廿八年 三月廿三日 堺支教會客間増築願……………(三)
- 明治廿八年 三月廿三日 郡山部内久居布教所出願の願……………(三)
- 明治廿八年 三月廿三日 兵神部内豊原、口吉川出張所普請願……………(三)
- 明治廿八年 三月廿三日 高安部内紀北出張所新築願……………(三)
- 明治廿八年 三月廿三日 船場部内澁川支教會開筵式等願……………(三)

明治廿八年 三月廿三日
 明治廿八年 三月廿四日
 明治廿八年 三月廿四日
 明治廿八年 三月廿五日
 明治廿八年 三月廿五日
 明治廿八年 三月廿五日
 明治廿八年 三月廿五日
 明治廿八年 三月廿五日
 明治廿八年 三月廿五日
 明治廿八年 三月廿五日
 明治廿八年 三月廿五日
 明治廿八年 三月廿六日

中河部内志紀支教會開筵式願……………(六)
 本部長宇佐支教會開講式出張願……………(六)
 兵神部内三神支教會地ならし手斧始願……………(七)
 撫養部内海部出張所ひさし及雪隠の願……………(七)
 郡山部内四日市布教所出張願……………(七)
 郡山部内山田出張所擔任入込み願……………(七)
 兵神部内有馬出張所普請願……………(七)
 撫養部内名西、福井出張所ひさし増築願……………(七)
 高安部内島上出張所開筵式願……………(七)
 河原町部内北豆出張所出張願……………(七)
 北部内吉野出張所に引直し願……………(七)
 下村賢三郎病氣に付山澤行く願……………(七)
 平野檜藏熊本地方へ派出願……………(七)

明治廿八年 三月廿六日
 明治廿八年 三月廿六日
 明治廿八年 三月廿六日
 明治廿八年 三月廿六日
 明治廿八年 三月廿六日
 明治廿八年 三月廿六日
 明治廿八年 三月廿七日
 明治廿八年 三月廿七日
 明治廿八年 三月廿七日
 明治廿八年 三月廿七日
 明治廿八年 三月廿七日
 明治廿八年 三月廿七日
 明治廿八年 三月廿八日
 明治廿八年 三月廿八日
 明治廿八年 三月廿八日

郡山部内日登、山海出張所出張願……………(七)
 兵神部内攝北出張所地所御許等願……………(七)
 兵神部内原安布教所出張願……………(七)
 河原町部内伊東出張所地所買入及普請願……………(七)
 北部内津山出張所に引直し願……………(七)
 郡山部内阿保出張所設置願……………(七)
 城島部内熊野布教所移轉等願……………(七)
 北部内水門出張所に引直し願……………(七)
 北部内飯盛布教所増築願……………(七)
 大江部内菊地布教所再願の願……………(七)
 旭日支教會出張願……………(七)
 郡山部内中和支教會地所買入及普請願……………(七)
 芦津部内福知山支教會地所買求め及移轉願……………(七)

明治廿八年 三月廿八日
 明治廿八年 三月廿八日
 明治廿八年 三月廿八日
 明治廿八年 三月廿八日
 明治廿八年 三月廿九日
 明治廿八年 三月廿九日
 明治廿八年 三月三十日
 明治廿八年 三月三十日
 明治廿八年 三月三十日
 明治廿八年 三月卅一日
 明治廿八年 三月卅一日
 明治廿八年 三月卅一日

河原町部内本街出張所祭日願……………(100)
 北部内大道、勝北、英田布教所設置願……………(100)
 北部内御調、鷺島布教所出願の願……………(100)
 北部内用ヶ瀬、岸和田出張所出願の願……………(101)
 天理云々に付會長様心得迄に願……………(101)
 城島部内加茂布教所設置願……………(101)
 河原町部内星田布教所出願の願……………(101)
 中河部内湯浅出張所設置願……………(101)
 中河部内高鷺出張所普請改め願……………(101)
 芦津部内笠岡支教會長辭職に付後任願……………(101)
 山名部内吉見、武藏野布教所設置願……………(101)
 山名部内忍丁、上毛布教所説教日等願……………(101)
 北部内沖島出張所出願の願……………(101)

明治廿八年 三月卅一日
 明治廿八年 四月三日
 明治廿八年 四月三日
 明治廿八年 四月三日
 明治廿八年 四月三日
 明治廿八年 四月三日
 明治廿八年 四月四日
 明治廿八年 四月四日
 明治廿八年 四月五日
 明治廿八年 四月五日
 明治廿八年 四月五日
 明治廿八年 四月七日
 明治廿八年 四月七日
 明治廿八年 四月七日

南海部内眞妻布教所落成式願……………(104)
 芦津部内玉島出張所引直し等願……………(104)
 船場部内船穂出張所新築願……………(104)
 山名部内岡崎布教所入社祭等願……………(104)
 高知部内韭生、野市布教所設置願……………(104)
 城島部内宮川出張所祭日願……………(104)
 辻豊三郎と留菊と縁談の願……………(104)
 教長様本局管長公御迎に出發願……………(104)
 高安部内大鳥支教會副長選定願……………(104)
 高安部内河北出張所再願擔任の件に付願……………(104)
 城島部内加茂布教所開筵式願……………(104)
 中河部内大津出張所新築願……………(104)
 河原町部内田方、熱海、小田原出張所開筵式等願……………(104)

- 明治廿八年 四月八日 河原町部内田方、熱海、小田原出張所へ入込願 (110)
- 明治廿八年 四月八日 河原町部内嶽東出張所移轉地所買求め願 (111)
- 明治廿八年 四月八日 北部内松江出張所出願の願 (113)
- 明治廿八年 四月九日 旭日支教會鎮座祭等願 (113)
- 明治廿八年 四月十日 高安分教會教祖殿新築に付願 (113)
- 明治廿八年 四月十日 高安部内丹南出張所二度却下に付事情願 (113)
- 明治廿八年 四月十日 兵神部内三神、攝北出張所上棟等願 (113)
- 明治廿八年 四月十日 撫養部内福井出張所開筵式等願 (114)
- 明治廿八年 四月十日 前川上京するに付願 (114)
- 明治廿八年 四月十一日 足達宅地買入願 (114)
- 明治廿八年 四月十一日 郡山部内谿羽支教會教祖様靈舎建築願 (115)
- 明治廿八年 四月十一日 山名部内入間布教所設置願 (115)
- 明治廿八年 四月十一日 山名部内武藏野布教所出願の願 (115)

- 明治廿八年 四月十一日 北部内岡山支教會開筵式等願 (115)
- 明治廿八年 四月十一日 南紀部内神郷布教所設置願 (116)
- 明治廿八年 四月十一日 増野正兵衛小人二人目の障りに付願 (116)
- 明治廿八年 四月十二日 東分教會普請願 (117)
- 明治廿八年 四月十二日 山名部内吉見、十日市布教所出願の願 (118)
- 明治廿八年 四月十二日 高知部内野市、葦生布教所出願の願 (118)
- 明治廿八年 四月十三日 城島部内藤並出張所設置願 (119)
- 明治廿八年 四月十三日 北部内英田、勝北布教所出願の願 (119)
- 明治廿八年 四月十三日 中河部内石川支教會石搗上棟式願 (119)
- 明治廿八年 四月十四日 北部内岩瀧出張所開筵式等願 (119)
- 明治廿八年 四月十四日 北部内宮津出張所普請願 (119)
- 明治廿八年 四月十五日 城島部内松阪支教會開筵式願 (121)
- 明治廿八年 四月十五日 北部内竹野出張所地所御許願 (121)

明治廿八年 四月十六日 (二三)
 高安部内豊島出張所新築願
 明治廿八年 四月十六日 (二三)
 北部内大芋布教所古屋造作願
 明治廿八年 四月十六日 (二三)
 櫻井部内佐奈布教所設置願
 明治廿八年 四月十七日 (二三)
 本席様目の障り御伺 (二三)
 教長様身上の御伺 (三四)
 明治廿八年 四月十七日 (三四)
 南海分教會落成式執行願 (三五)
 明治廿八年 四月十七日 (三五)
 兵神部内有馬出張所新築願 (三六)
 撫養部内大内布教所普請願 (三六)
 明治廿八年 四月十八日 (三六)
 南紀部内神郷布教所出願の願 (三六)
 鳴物三味線を琵琶にかへる御許願 (三七)
 明治廿八年 四月十九日 (三七)
 御本席撫養分教會へ御出張願 (三七)
 明治廿八年 四月十九日 (三七)
 北部内山崎布教所建家願 (三七)
 明治廿八年 四月二十日 (三六)
 本部長様南海分教會へ御出張願 (三六)

明治廿八年 四月二十日 (三六)
 宇佐支教會開筵式に三名出張願 (三六)
 明治廿八年 四月二十日 (三六)
 南紀部内幡豆布教所開講式等願 (三六)
 明治廿八年 四月廿六日 (三六)
 日本橋分教會新築願 (三六)
 明治廿八年 四月廿六日 (三六)
 日本橋部内城山、御糸出張所設置願 (三六)
 教長様身上に付ほうそ守の件に付伺 (三六)
 明治廿八年 四月廿七日 (三六)
 郡山部内鎌倉、南勢布教所設置願 (三六)
 明治廿八年 四月廿七日 (三六)
 山名部内入間布教所出願の願 (三六)
 明治廿八年 四月廿七日 (三六)
 山名部内都留布教所移轉等願 (三六)
 山名部内海上布教所入社式等願 (三六)
 城島部内加茂布教所出願等願 (三六)
 明治廿八年 四月廿七日 (三六)
 八木部内三佐布教所設置願 (三六)
 明治廿八年 四月廿七日 (三六)
 増野おとも目及出物の願 (三六)
 明治廿八年 四月廿八日 (三六)
 兵神部内宍粟布教所建築願 (三六)

- 明治廿八年 四月廿八日 山名部内西白川布教所入社式等願……………(一三)
- 明治廿八年 四月廿九日 事情願の前におさしづ……………(一三)
- 明治廿八年 四月廿九日 兵神部内社支教會地所買入等願……………(一三)
- 明治廿八年 四月廿九日 山名部内賀茂布教所入社式等願……………(一三)
- 明治廿八年 四月廿九日 撫養部内南阿支教會壁の願……………(一三)
- 明治廿八年 五月二日 郡山部内南勢布教所出願の願……………(一三)
- 明治廿八年 五月二日 山名部内山梨出張所開講式願……………(一三)
- 明治廿八年 五月二日 山名部内茨城布教所設置願……………(一三)
- 明治廿八年 五月二日 中河部内湯浅出張所出願の願……………(一三)
- 明治廿八年 五月二日 高知部内城下、本川布教所設置願……………(一三)
- 明治廿八年 五月五日 河原町部内蒲生支教會開筵式等願……………(一三)
- 明治廿八年 五月五日 平野檜藏身上願……………(一三)
- 明治廿八年 五月五日 山田伊八郎及小人三名障り願……………(一三)

- 明治廿八年 五月十日 教長様南海分教會にて身上障りに付申上願……………(一四)
- 明治廿八年 五月十日 山田作治郎妻身上より後々心得の爲願……………(一四)
- 明治廿八年 五月十日(午 後)教長様身上御願……………(一四)
- 明治廿八年 五月十日 高知部内森、宮崎、阿島出張所設置願……………(一四)
- 明治廿八年 五月十日 日本橋部内大間々出張所設置願……………(一四)
- 明治廿八年 五月十二日 飯降政甚本席様後をつぐ事情運ぶ願……………(一四)
- 明治廿八年 五月十二日 日本橋部内西群馬、三國布教所設置願……………(一五)
- 明治廿八年 五月十二日 日本橋部内赤坂、宮郷布教所設置願……………(一五)
- 明治廿八年 五月十三日(午後三時)教長様身上御願……………(一五)
- 明治廿八年 五月十三日(夜九時)教長様身上大變せまり御願……………(一五)
- 明治廿八年 五月十三日 南紀支教會長家族引越願……………(一五)
- 明治廿八年 五月十三日 河原町部内枳根莊、能勢布教所設置願……………(一五)
- 明治廿八年 五月十四日 城島分教會前通り橋開通式願……………(一五)

明治廿八年 五月十四日 郡山部内阿保出張所出願の伺……………(一五)
 明治廿八年 五月十四日 河原町部内三ツ谷布教所設置願……………(一六)
 明治廿八年 五月十四日 南海部内有田、阿田和布教所普請願……………(一七)
 明治廿八年 五月十四日 日本橋部内大胡、中之條布教所設置願……………(一八)
 明治廿八年 五月十四日 日本橋部内大間々、吾妻、甘樂出張所出願の願……………(一九)
 明治廿八年 五月十四日 日本橋部内宮郷、赤坂、三國布教所出願の願……………(二〇)
 明治廿八年 五月十四日 日本橋部内大峰、榛名、利根布教所出願の願……………(二一)
 明治廿八年 五月十四日 日本橋部内大胡、駒形、中之條布教所出願の願……………(二二)
 明治廿八年 五月十四日 日本橋部内西群馬、勢多布教所出願の願……………(二三)
 明治廿八年 五月十六日 山名部内龜玉出張所移轉願……………(二四)
 明治廿八年 五月十七日 郡山部内高座出張所新築願……………(二五)
 明治廿八年 五月十七日 山名部内武儀出張所設置願……………(二六)
 明治廿八年 五月十七日 山名部内茨城布教所出願の願……………(二七)

明治廿八年 五月十八日 教長様身上一段速かならぬに付御願……………(二八)
 明治廿八年 五月十八日 郡山部内山形出張所設置願……………(二九)
 明治廿八年 五月十八日 芦津部内鶴山出張所設置願……………(三〇)
 明治廿八年 五月十八日 宇佐部内犀川出張所設置願……………(三一)
 明治廿八年 五月十九日 軍資獻納明細書の件に付願……………(三二)
 明治廿八年 五月十九日 教長様身上に付分支教會運方心得願……………(三三)
 明治廿八年 五月十九日 郡山部内東根布教所設置願……………(三四)
 明治廿八年 五月十九日 高安部内泉中出張所開筵式願……………(三五)
 明治廿八年 五月十九日 中河部内若江支教會設置願……………(三六)
 明治廿八年 五月廿一日 郡山部内川口、新庄布教所設置願……………(三七)
 明治廿八年 五月廿一日 郡山部内安濃出張所出願の願……………(三八)
 明治廿八年 五月廿一日 郡山部内熊本、南部布教所新築願……………(三九)
 明治廿八年 五月廿一日 郡山部内長井、郡内布教所設置願……………(四〇)

明治廿八年 五月廿一日
 明治廿八年 五月廿一日
 明治廿八年 五月廿一日
 明治廿八年 五月廿一日
 明治廿八年 五月廿一日
 明治廿八年 五月廿一日
 明治廿八年 五月廿一日
 明治廿八年 五月廿一日
 明治廿八年 五月廿一日
 明治廿八年 五月廿一日
 明治廿八年 五月廿一日

兵神部内三神、攝北出張所教祖靈舎新築願 (一七二)
 兵神部内宇仁出張所擔任變更願 (一七二)
 兵神部内加西、武川布教所靈祭願 (一七二)
 東部内本所布教所新築願 (一七二)
 河原町部内豊國出張所地所買入願 (一七三)
 河原町部内三ツ谷布教所出願の願 (一七三)
 撫養部内西讃出張所設置願 (一七三)
 撫養部内勝浦出張所に引直し願 (一七三)
 北部内三ツ國、比奈知出張所設置願 (一七四)
 中河部内難波津、國分出張所設置願 (一七四)
 高知部内本川、森、城下出張所出願の願 (一七五)
 高知部内阿島、宮崎出張所出願の願 (一七五)
 宇佐部内佐川出張所出願の願 (一七五)

明治廿八年 五月廿二日
 明治廿八年 五月廿三日
 明治廿八年 五月廿三日
 明治廿八年 五月廿三日
 明治廿八年 五月廿三日
 明治廿八年 五月廿三日
 明治廿八年 五月廿三日
 明治廿八年 五月廿三日
 明治廿八年 五月廿三日
 明治廿八年 五月廿五日
 明治廿八年 五月廿五日

前川菊太郎副會長選定等願 (一七六)
 郡山部内鎌倉布教所出願の願 (一八二)
 芦津部内鶴山出張所出願の願 (一八二)
 河原町部内枳根莊、能勢布教所出願の願 (一八二)
 撫養部内防府支教會設置願 (一八二)
 中河部内島の内支教會に引直し願 (一八三)
 中河部内湯淺出張所祭日願 (一八三)
 南海部内尾鷲出張所建物願 (一八三)
 八木部内三佐布教所出願の願 (一八四)
 山澤みきの身上願 (一八四)
 山名部内諏訪支教會長後任願 (一八五)
 南紀支教會副會長の願 (一八五)
 郡山部内名田庄布教所出願の願 (一八五)

明治廿八年 五月廿五日
 明治廿八年 五月廿五日
 明治廿八年 五月廿五日
 明治廿八年 五月廿五日
 明治廿八年 五月廿五日
 明治廿八年 五月廿六日
 明治廿八年 五月廿六日
 明治廿八年 五月廿六日
 明治廿八年 五月廿六日
 明治廿八年 五月廿六日
 明治廿八年 五月廿六日
 明治廿八年 五月廿六日

河原町部内近愛支教會事務所建築願……………(一六)
 城島部内小川布教所設置願……………(一六)
 撫養部内勝浦出張所建築願……………(一六)
 北部内細川支教會普請願……………(一六)
 平安部内北和出張所設置願……………(一七)
 裏筋道路開き壁をする願……………(一七)
 足達所有地所買入に付石垣の願……………(一七)
 郡山部内水戸出張所設置願……………(一八)
 郡山部内郡内、川口布教所出願の願……………(一八)
 郡山部内上灘出張所設置願……………(一八)
 郡山部内有明出張所擔任變更願……………(一八)
 郡山部内横濱布教所移轉願……………(一八)
 郡山部内物部出張所に引直し願……………(一八)

明治廿八年 五月廿六日
 明治廿八年 五月廿六日
 明治廿八年 五月廿六日
 明治廿八年 五月廿六日
 明治廿八年 五月廿六日
 明治廿八年 五月廿六日
 明治廿八年 五月廿六日
 明治廿八年 五月廿八日
 明治廿八年 五月廿八日
 明治廿八年 五月廿八日
 明治廿八年 五月廿八日
 明治廿八年 五月廿八日

郡山部内山形、長井出張所出願の願……………(一九)
 郡山部内東根、新在布教所出願の願……………(一九)
 郡山部内雲陽、西長、阿蘇布教所設置願……………(一九)
 郡山部内長崎、佐賀、岩手出張所設置願……………(一九)
 郡山部内米里、稗貫、紫波出張所設置願……………(一九)
 東部内不二見出張所設置願……………(一九)
 教長様身上願……………(一九)
 郡山部内津和野布教所設置願……………(一九)
 山名部内濱名布教所設置願……………(一九)
 東部内神濱出張所設置願……………(一九)
 東部内不二見出張所出願の願……………(一九)
 東部内河内布教所再願の儀伺……………(一九)
 高安部内園田、川上、安宿部出張所設置願……………(一九)

- 明治廿八年 五月廿八日 北部内大道出張所地方廳願……………(一九)
- 明治廿八年 五月廿八日 撫養部内宇多津布教所地方廳願……………(一九)
- 明治廿八年 五月廿八日 永尾小人及芳枝身上に付願……………(一九)
- 明治廿八年 五月廿八日 上村吉三郎家内目の障りに付願……………(一九)
- 明治廿八年 五月廿九日 南海分教會入社式並に靈祭願……………(一九)
- 明治廿八年 五月廿九日 東部内神濱出張所出願の伺……………(一九)
- 明治廿八年 五月三十日 河原町部内周山出張所設置願……………(一九)
- 明治廿八年 五月三十日 撫養部内勝浦出張所出願伺……………(一九)
- 明治廿八年 五月卅一日 教長様身上願……………(一九)
- 明治廿八年 五月卅一日 郡山部内君澤出張所出願伺……………(一九)
- 明治廿八年 五月卅一日 前川喜三郎靈祭の願……………(一九)
- 明治廿八年 五月卅一日 撫養部内防府支教會出願の願……………(一九)
- 明治廿八年 六月二日 兵神部内富合、南加布教所設置願……………(一九)

- 明治廿八年 六月二日 誠心講多武峰布教所設置願……………(一九)
- 明治廿八年 六月三日 兵神部内神福出張所設置願……………(一九)
- 明治廿八年 六月三日 山名部内足柄出張所擔任の後任願……………(一九)
- 明治廿八年 六月四日 郡山部内岩手、米里、稗貫布教所出願伺……………(一九)
- 明治廿八年 六月四日 郡山部内上灘、雲陽、物部出張所出願の願……………(一九)
- 明治廿八年 六月四日 郡山部内西長、津和野布教所出願の願……………(一九)
- 明治廿八年 六月四日 郡山部内佐賀、長崎、阿蘇布教所出願の願……………(一九)
- 明治廿八年 六月四日 郡山部内水戸、土澤、紫波出張所出願の願……………(一九)
- 明治廿八年 六月四日 北部内高梁、下道布教所設置願……………(一九)
- 明治廿八年 六月四日 榊井きく身上願……………(一九)
- 明治廿八年 六月七日 河原町分教會治め方に付願……………(一九)
- 明治廿八年 六月八日 豊田村より三島へ二間道路に取廣め願……………(一九)
- 明治廿八年 六月八日 高安分教會敷地轉地心得まで願……………(一九)

- 明治廿八年 六月 八日 高安部内河北出張所三度目出願の願……………(108)
- 明治廿八年 六月 八日 高安部内安宿部出張所出願の願……………(109)
- 明治廿八年 六月 八日 河原町部内周山出張所出願の願……………(109)
- 明治廿八年 六月 八日 城島部内藤並、小川布教所出願の願……………(109)
- 明治廿八年 六月 八日 南海部内近野布教所設置願……………(109)
- 明治廿八年 六月 八日 旭日部内西紀、天満出張所設置願……………(108)
- 明治廿八年 六月 九日 御本席身上願……………(108)
- 明治廿八年 六月 九日 御本席西宅のかまや立替願……………(110)
- 明治廿八年 六月 九日 普請小屋東隣地へ持行願……………(110)
- 明治廿八年 六月 九日 豊田道路中石橋架する願……………(110)
- 明治廿八年 六月 九日 山名部内濱名布教所出願の伺……………(111)
- 明治廿八年 六月 九日 高安部内河北出張所地方廳願……………(111)
- 明治廿八年 六月 九日 北部内鳥取支教會附屬替の上地方廳願……………(111)

- 明治廿八年 六月 九日 誠心講多武峰布教所出願の願……………(111)
- 明治廿八年 六月 九日 山中忠七建家の願……………(111)
- 明治廿八年 六月 十日 郡山部内山海出張所教祖靈舎新築願……………(111)
- 明治廿八年 六月 十三日 芦津部内鶴山出張所建物造作等願……………(111)
- 明治廿八年 六月 十三日 北部内峰山出張所移轉等願……………(111)
- 明治廿八年 六月 十六日 郡山部内御所出張所井戸掘願……………(111)
- 明治廿八年 六月 十六日 南海部内近野布教所出願の願……………(111)
- 明治廿八年 六月 十六日 中河部内錦出張所新築願……………(111)
- 明治廿八年 六月 十九日 御本席身上願……………(111)
- 明治廿八年 六月 十九日 教長様より部下へ金下與に付願……………(116)
- 明治廿八年 六月 廿一日 高安部内北阿出張所設置願……………(117)
- 明治廿八年 六月 廿一日 旭日部内西紀布教所出願の願……………(117)
- 明治廿八年 六月 廿一日 上村吉三郎身上願……………(117)

明治廿八年 六月廿二日 郡山部内龍山出張所擔任變更願……………(三六)
 明治廿八年 六月廿二日 郡山部内山田出張所事務所新築願……………(三八)
 明治廿八年 六月廿二日 兵神部内南加、富合、神福出張所地方廳願(三八)
 明治廿八年 六月廿二日 城島部内加藤布教所開筵式願……………(三九)
 明治廿八年 六月廿二日 撫養部内西香川布教所設置願……………(三九)
 明治廿八年 六月廿二日 撫養部内防府支教會普請願……………(三九)
 明治廿八年 六月廿二日 北部内吉野、勝北、英田布教所祭日等願……………(四〇)
 明治廿八年 六月廿二日 北部内高梁布教所出願の願……………(四〇)
 明治廿八年 六月廿二日 高知部内宮崎、阿島出張所祭日等願……………(四一)
 明治廿八年 六月廿二日 南紀部内飛鳥、龜崎布教所設置願……………(四一)
 明治廿八年 六月廿二日 中津支教會に引直し願……………(四一)
 明治廿八年 六月廿二日 兵神分教會事情伺……………(四二)
 明治廿八年 六月廿三日 北部内下道布教所出願の願……………(四三)

明治廿八年 六月廿三日 河原町部内岐阜支教會地所及普請願……………(四三)
 明治廿八年 六月廿三日 旭日部内天満出張所出願の願……………(四四)
 明治廿八年 六月廿四日 飯降政甚、宮川小梅縁談御許願……………(四四)
 明治廿八年 六月廿四日 郡山部内日登出張所出願の願……………(四五)
 明治廿八年 六月廿四日 中河部内國分、難波津出張所出願の願……………(四五)
 明治廿八年 六月廿七日 城島部内高見出張所設置願……………(四六)
 明治廿八年 六月廿七日 増野正兵衛身上及お糸居所の願……………(四六)
 明治廿八年 六月廿八日 郡山部内金澤出張所移轉願……………(四七)
 明治廿八年 六月廿八日 河原町部内多紀福出張所事務所新築願……………(四七)
 明治廿八年 六月廿九日 郡山部内生駒支教會教祖殿普請願……………(四八)

明治二十八年一月十日

高安郡内八尾布教所手斧始め木作出來次第棟上致し度願

さあ〜尋ねる處〜、さあ〜ゆるしおかう〜、さあ〜心おきなう〜さあ
〜ゆるしおかう。

明治二十八年一月十一日

北部内淀出張所地所移轉神機御遷し願

さあ〜尋ねる事情、さあ〜事情ねがひどほりゆるしおかう〜。」

明治二十八年一月十四日

内務省社寺局より浪花新聞の件に付申來りしより橋本清上京に付伺

さあ〜事情尋ねる處、いかなる事情も尋ねる、事情もつて尋ねる、事情一寸どう
いふ事であらう、なんにもあんじる事もいらん、これだけひろがり、世界どんな事
をいふ、わけのわからん子供、がんぜない子供がほしうて〜ならん、こはい事も
何にもない、心をゆつくりもつて、ものをやるにもあすやるこしらへてやる心ば

え、なにほどむりをいふやつ云はし、風ふくやうなもの、東風も吹く、西風もふく、元々のちば、元の親がふんばつてゐるからだん／＼理がきこえる、元をだしてふれまはる、かういへばかう、今一時でこす處さとしよう、もの事せいていかん、おめもおそれもいらん、行つてだんじをしてよい／＼といへばよいので、よいで一つ理が定まる、それより理がきるものである、理を取つてもふたらそれぎり、事情一時にもつて一つの心をさめてくれるがよい。

さあ／＼遠い處一つ元々の理をたがひに事情すみやかゆるさう／＼。

明治二十八年一月十四日

諸井ろく身上願

さあ／＼たづねる處／＼、ことばをかざ／＼とせばまちがひある／＼、それではどうむならん、二つ三つ事情の處、いろ／＼事情、あちらこちら教會だん／＼をさまりある處、めん／＼事情き、わけ、とほく處からまこと事情はじめて事情、ながらえて事情き、わけてゐる、元々より聞分けてこれまでとほりきたるけふの道、小

人の處き、わけ、三才たらずして一つをさめたる事情あらう、又國をへだて、事情、第一しようらい一つのしみ事情、ふしぎ事情き、わけ、一時の處なにもあんじる事いらん、ながくの道すがらなら、てる日もあればくもる日もある、雨もふれば風もふく、どんな日もある、これからき、わけて心たつぶり大きくもつてをさめばをさまる、とんとなる日もならん日もある、ようき、わけ、なるもならんいんねんき、わけ、何もあんじる事はありやせんで、ようたのしめ／＼。

明治二十八年一月十五日

郡山分教會所敷地内に經五尺の井戸掘願

さあ／＼たづねる事情、さあ／＼事情ゆるしおかう／＼。

明治二十八年一月十五日

若津部内天津支教會地方廳出願の願

さあ／＼たづねる事情、さあ事情すぐと／＼。

明治二十八年一月十五日

中河部内泉場出張所地方廳出願の願

さあ〜たづねる事情、さあ事情すぐと〜。

同日、同部内鷺浦出張所地方廳出願の願

さあ〜たづねる事情、さあ事情すぐと〜。

明治二十八年一月十五日

南海部内三里布教所桁行四間梁行四間半建物願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情願ひどほり心だけの理、さあ〜ゆるしおかう〜。

手斧始め舊正月七日、地搗舊二月十一日、棟上同十八日の願

さあ〜たづねる事情〜、事情願ひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、同部内眞妻布教所新築の間假屋へ假遷し舊本月二十二日に致し度願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜願ひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

〜。

明治二十八年一月十六日

山名部内静岡縣富士郡岩松村杉岡百九十五番地に田子浦布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情願ひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年一月十六日

城島部内紀伊國東牟婁郡北山村字大沼四十一番地に南部布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年一月十六日

高知部内川ノ江布教所支教會に引直し致し度願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情願ひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年一月十七日

兵神部内攝津國武庫郡鳴尾村の内鳴尾武川布教所を同大庄村の内今北四十七番地林榮藏宅へ移轉願

さあ〜たづねる處〜、事情はそれ〜事情によつてかうといふ、それはゆるし
おかう、願ひどほり〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年一月十七日

北部内出雲國意宇郡松江市灘町百三十八番地へ松江出張所設置願

さあ〜たづねる處〜、事情さあ〜とほく處〜、事情さあ〜願ひどほりゆ
るしおかう〜。

同日、同部内隱岐國周吉郡西郷西町二百十七番地隱岐島出張所設置願

さあ〜事情たづねる處〜ゆるしおかう〜。

同日、同部内團部出張所地方廳出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はすぐ〜。

明治二十八年一月十七日

梅谷部内製飯出張所地方廳願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情はすぐ〜。

明治二十八年一月十八日

南海分教會事務所へ神様遷す事願

さあ〜たづねる事情、さあ〜事情にまかせおかう〜。

同月次祭毎月五日の處十三日に改め度願

さあ〜たづねる處、事情はずるぶんの處であらう、さあ〜それはぜん〜ゆる
したる處、それはもとかはらんのがよからう。

明治二十八年一月十八日

南海部内知多布教所地揚正月五日、棟上同六日に願

さあ〜たづねる事情、さあ〜事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、南海部内西向布教所控所へ神様遷す願

さあ／＼たづねる事情、さあ／＼事情ねがひどほり、さあ／＼ゆるしおかう／＼。

明治二十八年一月十八日

郡山部内長里出張所近江國甲賀郡長野村字江田九百六十九番地に建築願（教會七間半五間半、居室五間四間、炊事場三間半二間、雪隠一ヶ所、井戸一ヶ所、地ならし大工始め正月二日、石搗同十五日、棟上三月二十八日の願）

さあ／＼たづねる事情、さあ事情はさあ心だけにゆるしおかう／＼。

明治二十八年一月十八日

船場部内堀江支教會開筵式の願（鎮座祭舊正月十九日夜、開筵式舊正月二十日、鳴物御紋及御酒御餅を信徒へ施與の願、併て月次祭舊二十日、入社祭舊十日、教説日二月十二日二十二日願）

さあ／＼たづねる事情、さあ／＼事情だん／＼ねがひどほり、さあ／＼ゆるしおかう／＼。

同日、船場部内備中國淺口郡船穂村字中新田百七十三番地に船穂出張所設置願

さあ／＼たづねる事情、さあ／＼事情願ひどほりゆるしおかう／＼。

明治二十八年一月十八日

北部内竹野出張所地方願

さあ／＼たづねる事情、さあ／＼事情はすぐと／＼。

同日、同部内郷出張所地方願の願

さあ／＼たづねる事情、さあ／＼事情はすぐと／＼。

同日、同部内淀出張所新築願（教會奥行七間に御許頂きし處七間半に致し度、建家一ヶ所六間半一間半、井戸一ヶ所、風呂場一ヶ所、兩便所一ヶ所、門及塀かこひ、二月十五日着手、三月一日石搗、四月一日棟上）
さあ／＼たづねる事情、さあ／＼事情さあ心ねがひふしん心だけはゆるしおかう／＼。

山城國久世郡淀町字新町三百四十七番地に有之分を同國紀伊郡納所村字納所二百二十三番地へ移轉を來る
新二月一日に致し度願

さあ／＼たづねる事情、さあ／＼事情ねがひどほりゆるしおかう／＼。

同日、同部内播磨國明石郡神出村の内東村百十一番地に神出支教會御許頂き居りし處、細川支教會と改名

及移轉願

さあ／＼たづねる事情、さあ事情よつて一つかうと云ふ處、一つ心にまかせおかう
／＼。

右地方廳出願の願

さあ／＼たづねる事情、さあ／＼事情はすぐとく。

細川支教會地所買入願（播磨國美囊郡細川村の内細川中村神田二百二十四番地四畝四十九步、二百四十番
地三畝六步、二百四十一番地二畝十五歩の三口坪數三百三十三坪）

さあ／＼たづねる事情、さあ／＼事情心にまかせおくによつて、さあ／＼事
情まかせおかう／＼。

同日、北部内峰山出張所地方廳へ願

さあ／＼たづねる事情、さあ／＼事情、さあすぐとく。

明治二十八年一月十八日

梅谷部内井平出張所地方廳へ願

さあ／＼たづねる事情、さあ／＼事情すぐとく。

同日、同部内城内出張所地方廳へ願

さあ／＼たづねる事情、さあ／＼事情はすぐとく。

明治二十八年一月十八日

高知部内川ノ江支教會普請の願（長さ二間四尺、巾三尺二寸）及鳴物御紋願

さあ／＼たづねる事情、事情さあねがひどほりゆるしおかう／＼。

明治二十八年一月十八日

櫻井部内紀伊國伊都郡九度山村字九度山に九度山布教所設置願

さあ／＼たづねる事情、さあ／＼ねがひどほりゆるしおかう、さあ／＼事情ゆるし
おかう／＼。

同日、同部内伊都出張所地搦及井戸掘願

さあ／＼たづねる事情、さあ／＼事情かうといふ處、それはどうかうといふ理もあ
らう、それはせいしんの理にゆるしおかう。

明治二十八年一月十八日

中山重吉普請之願

さあ〜尋ねる事情、さあ〜事情一つかうしてかうといふ事情は何時にてもゆるすによつて、まあしやんあんしん心一つをさめ、なんでもといふ、一だんそれ〜く〜だんじ、一だん二だんかうといふところあんしんといふ心定め、事情は何時にてもゆるすによつて、もう一つをさめてかゝるがよい。

明治二十八年一月十八日

山名分教會理事柴本幸吉教會敷地内へ新築し家族共引越し願

さあ〜たづねる事情、さあ〜事情さあそれ〜みな〜だんじ、かうといふ理にまかせおかう〜。

明治二十八年一月十九日

高安部内河内國古市郡古市村大字譽田第三番地に河陽出張所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情願ひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、高安部内紀伊國伊都郡紀見村大字橋谷字上平四百五十二番地紀北出張所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、高安部内和泉國泉郡東横山村大字南面利泉郡出張所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年一月十九日

中河部内石川支教會月次祭禮毎月六日の處十一日に改め度願

さあ〜たづねる事情〜、それは事情によつてかうといふ、それは何時なりとゆるしおかう〜。

同日、中河部内平野支教會月次祭禮十五日、説教日一日十一月二十一日、入社祭新二十日、豊祭新二十六日に願

さあ〜たづねる事情〜、事情はねがひどほりゆるしおかう〜。

御紋及九つ鳴物の願

さあ〜事情たづねる處、さあ〜ゆるそ〜。

地上け石搦願

さあ〜事情、さあ〜ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年一月十九日

宮森興三郎母身心得まで願

さあ〜たづねる事情〜、身の處だん〜事情かさなりたる處、一つひとまづたのしみもき〜、又一つどうやらなあ、もう一つどうでもむつかしい、その心もつてはこぶがよい、どうしてもどうもならん、いたみなやみの事情たのしみたのしましよ、たのしましてやるがよい。

明治二十八年一月二十日

山名分教會敷地取廣め願

さあ〜たづねる事情、さあ〜事情はよぎなく處、一つかうといふ事情おもふ處、心にまかせおかう〜。

明治二十八年一月二十日

山名部内佐世保支教會長後任の願 (橋本猪平)

さあ〜たづねる處、さあ事情よぎなく處、それ〜心にまかせおかう〜。

同日、山名部内御浦布教所後任松下蘭吉に願

さあ〜たづねる處、さあ事情かうといふ事情、それ〜心にまかせおかう〜。

明治二十八年一月二十日

撫養分教會座敷上棟式書正月十五日、南西の二方へかこひの願

さあ〜たづねる事情、さあ〜事情ねがひどほりゆるしおかう〜。

明治二十八年一月二十日

中河分教會敷地取廣め願

さあ〜たづねる事情、さあ〜事情ねがひどほり、心だけにゆるしおかう〜。

明治二十八年一月二十日

東部内瀧の川出張所千七百二十七八番地に御許し願

さあ〜たづねる事情、さあ〜事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

教會五間に八間、住居二間半に八間建物、井戸一ヶ所東北の間に掘る願

さあ〜たづねる事情、さあ〜事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

大工始め及上棟願

さあ〜たづねる事情、さあ〜事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年一月二十日

日本橋部内溝呂木支教會鎮座祭二月二十五日、開筵式二月二十六日に願

さあ〜たづねる事情、さあ〜ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

鳴物御紋の願

さあ〜たづねる事情、さあ〜ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、日本橋部内梅の木布教所鎮座祭二月二十八日願

さあ〜たづねる事情、さあ〜事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、日本橋部内神谷布教所鎮座祭三月一日に願

さあ〜たづねる事情、さあ〜事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

鳴物及月次祭舊毎月一日、説教日新毎月十日二十日三十日の願

さあ〜たづねる事情、さあ〜事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、日本橋部内北橋布教所鎮座祭二月二十三日願

さあ〜たづねる事情、さあ〜事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、日本橋部内沼田出張所新築願（一月二十八日大工始め、三月十八日石搗、三月二十八日上棟）

さあ〜たづねる事情、さあ〜事情、さあ〜心だけにゆるしおかう〜。

明治二十八年一月二十二日

兵神部内攝津國有馬郡道場村ノ内道場川原村に有馬出張所設置願（擔任和田直吉）

さあ〜尋ねる事情、さあ〜ゆるしおかう〜。

百三十四番地二百七坪願

さあ〜事情、さあ〜ゆるしおかう〜。

教會建物八間半に四間、住居建物八間に二間半、西の方へ井戸一ヶ所、申亥の方へ兩便所願

さあ〜尋ねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜

同日、兵神部内三神支教會設置願（攝津國有馬郡三輪村ノ内三輪村に）

さあ〜尋ねる事情〜、さあ事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜

教會建物奥行八間間口五間、支關の西南角へ三間半一間半、住居二間半一間、戌亥の方へ井戸、辰巳の方へ兩便所願

さあ〜尋ねる事情〜、事情はをひ〜ともいふである、事情によつてすみやかにゆるしおかう〜

擔任は梶谷定次郎に願

さあ〜尋ねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜

同日、兵神部内加古支教會御靈祭新五日の處善二日に改め度願

さあ〜尋ねる事情〜、さあ事情によつてかうといふ、何時なりとゆるしおかくによつて、さあ〜心おきなう〜。

明治二十八年一月二十五日

上志兵四郎地所買入御許願

さあ〜尋ねる處、さあ一つの事情處むつかしい、もうどうもむさくろしいはなししてある、それはかうとさだまりたる、心にかける事はいらん、あとあちらこちらせくて〜。

明治二十八年一月二十五日

日本橋部内本庄支教會新三月六日鎮座祭、七日開筵式、毎月三日入社式及鳴物御紋の願

さあ〜たづねる事情、さあ〜事情ねがひどほりゆるしおかう〜。

同日、日本橋部内仲布教所二月六日鎮座祭、七日開筵式、毎月善一日月次祭、新二十一日入社式、十一

日説教日、八日靈祭の願

さあ〜たづねる事情、さあ〜事情ねがひどほりゆるしおかう〜。

同日、日本橋部内佐位出張所鎮座式三月九日、開筵式十日の願

二〇

さあ〜たづねる事情、さあ〜事情ねがひどほりゆるしおかう〜。

明治二十八年二月三日

郡山部内綾部出張所南手の地所一反二畝買入及普請願（建物南向に改め石搗舊正月十六日、事務所上棟舊

二月十日、井戸事務所より西北の方へ舊二月十五日に掘り、門土塀八十間舊二月十日に始める願）

さあ〜たづねる事情、さあ事情どうしてかうしてとおもふ處、それは事情おもはく一つかうならばかうといふ事情は、ねがひどほり心おきなうかゝりてくれるがよい。

明治二十八年二月五日

寺田半兵衛頭痛及たき喰てるに付願

さあ〜尋ねる事情、さあ〜事情心得ん、事情尋ねる處よぎなく事情、尋ねる身上事情、身上一つようきゝわけ、たいはん一つこしてこれまでどんな道も通りきたる處、やう〜一つそれ〜皆々心どんな道も通り、これから事情だん〜はじまる、内々にはなしして、それ〜の中あんじた、あんじる事いらん、よぎなき事

情これからといふ道一ついかなる事もたのしませ〜、たんのう〜、これより一つさき〜どんな道もつけてみせる、楽しみに一つの道、これからさき〜かうである、さき〜道めん〜日々日おくり、これからさきいかなる事情もあんじる事いらん、身上もあんじる事いらんで。

明治二十八年二月八日午前十時

社事局より質問の點有之就ては神道本局へ説明書持参の爲め前川菊太郎、橋本清上京御許願

さあ〜尋ねる事情〜一度の處はどうでもかうでもとほらにやならん、しゆんがきたる、しゆんがおくれてある、ほつておいてはせかいの理がわからん、一寸のかゝりである、なにもあんじる事いらんで、それはいかんこれはいかんといふやらう、まがつたときはまがつておくがよい、この世始めたる元なる處を心にもつていくがよい、せかいから日々云ひたてる、元々かゝりといふはなにもわからん處から一寸つけかけたる、おめもおそれる事はない、これもまげあれもまげ、理をどこまでまげるやらしれん、まげたらどこまでのびるともわからん、すつきり取りけし

二一

てしもた日もある、理をまげかけたらどこまでのびるやらしれん、なにもあんじる事はいらん、いさんでゆけ〜。

しばらくして

さあ二人ともそふだん又一人三名の理をゆるす。

明治二十八年二月十五日

南紀支教會長居宅事務所の東の方へ五間三間の建築致し度願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

石橋舊二月十日十一日、棟上十二日十三日願

さあ〜事情〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月十五日

山名郡内倉玉出張所上棟新二月二十一日願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月十五日

山田吉之助家内共當地にて借宅居住の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜こゝろしだい〜、さあ〜事情ゆるしおかう〜。

家移りは内作り上り次第致度願

さあ〜何時なりと、さあ〜事情ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月十六日

堺部内五ヶ莊布教所鎮座祭二月二十三日、開筵式二月二十四日、鳴物六つ、入社式毎月舊十六日、説教日

新六日二十六日に願

さあ〜たづねる事情はゆるしおかう、さあ〜ゆるしおかう。

明治二十八年二月十六日

城法部内芝村出張所普請願

さあ〜たづねる事情はねがひどほりゆるしおかう、さあ〜ゆるしおかう。

明治二十八年二月十七日

日本橋分教會所地ならし井戸一ヶ所の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月十七日

櫻井部内伊都出張所舊二月二十八日石搗、木作り出来次第棟上及塀門の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情ねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月十八日

高安部内泉郡出張所地方廳へ願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情さあ〜すぐと〜。

明治二十八年二月十八日

中山重吉南の方へ普請致す處圖面の通り申上願

さあ〜尋ねる事情〜、ぜん〜もつて事情たづねたる處、一つの事情一時又た

づねる處、それは一つ心の理あるによつて、心の理にまかせておかう、さあ〜まかせおかう〜。

木寄せ次第取りかゝる願

さあ〜事情ゆるしたる理によつて、それは何時なりとりにまかせておかう。

明治二十八年二月十九日

高安部内河陽出張所地方廳出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情すぐと〜。

同日、高安部内紀北出張所地方廳出願の伺

さあ〜尋ねる事情〜、すぐと〜さあすぐと。

明治二十八年二月十九日

河原町部内相樂出張所擔任森川虎次良夫婦教會へ引越し願

さあ〜尋ねる事情〜、だん〜事情である、心一つそれ〜みんな事情にまかせおかう〜。

明治二十八年二月二十一日

中河分教會教祖様御殿新築二月一日手斧始め御許願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情は心だけゆるしおかう〜。

同日、中河部内鷺浦出張所毎月壽十六日月並祭、六日十六日二十六日説教日、御紋及九つ鳴物御許願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情はねがひどほりゆるしおかう〜。

同日、中河部内石川支教會手斧始め二月一日に願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情はねがひどほりゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十一日

郡山部内富野出張所地方廳願

さあ〜たづねる事情〜、事情はすぐと〜。

同日、郡山部内佐山出張所地方廳出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情はすぐと〜。

同日、郡山部内多賀出張所地方廳出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情はすぐと〜。

同日、郡山部内山家出張所地方廳へ願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情はすぐと〜。

同日、郡山部内島ヶ原支教會多摩出張所地方廳へ願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情はすぐと〜。

同日、郡山部内泉南出張所地方廳へ願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情はすぐと〜。

同日、郡山部内桃園出張所地方廳出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情はすぐと〜。』

同日、郡山部内明治布教事務所地方廳出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情はすぐと〜。

明治二十八年二月二十一日

東部内板橋出張所新二月二十五日鎮座式、同二十六日開講式願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はねがひどりゆるしおかう〜。

同出張所月並祭舊毎月一日、説教日毎月新十五日二十五日、御紋及鳴物願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はねがひどり〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十一日

日本橋部内宇都宮支教會遷靈祭新二月二十五日、開蓮式二十六日の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情一時もつてたづねる處、さあゆるしおかう〜。

同日、日本橋部内結城出張所鎮靈祭三月二十三日、開蓮式二十四日の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情ねがひどりゆるしおかう〜。

同日、日本橋部内北足立布教所遷靈祭三月十二日、開蓮式十三日の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情はねがひどりゆるしおかう〜。

同日、日本橋部内武崎布教所遷靈祭三月十四日、開蓮式十五日の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情はねがひどりゆるしおかう〜。

同日、日本橋部内横見布教所鎮座祭三月十六日、開蓮式十七日の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情はねがひどりゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十一日

北部内鷺島布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情はゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十一日

撫養部内徳島出張所御教祖御殿ひさし及事務所新築願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情ねがひどり心だけゆるしおかう〜。

普請出来次第上棟式御許願

さあ〜たづねる事情、ねがひどりゆるしおかう〜。

同日、撫養部内名東支教會勝浦布教所門及建添願

さあ〜たづねる事情〜、さあたづねる事情はねがひどり心だけゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十一日

山名部内福島支教會所月次祭書十日、説教日新五日、御紋鳴物の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほりゆるしおかう〜。

同教會を八間に六間神殿裏へ二間に三間おろし、教祖様御殿二間に三間、事務所五間半に四間半、客間四間半に二間半、外に井戸一ヶ所、假所二ヶ所、新三月二十五日手斧始め、石搗四月五日、普請出来次第上棟式執行願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり事情は心だけゆるしおかう〜。

同日、山名部内足達出張所月次祭書十五日、説教日六日十六日二十六日、御紋鳴物願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情ねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

同日、山名部内周知支教會所月次祭書是迄二十四日の處十四日に改め願

さあ〜たづねる事情〜、さあたづねる事情はそれ〜の事情によつて、かうと云へばゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十一日

南海分教會長山田作治郎母身上願

さあ〜たづねる事情〜、さあ身の處大變事情である、もうどう事情、大層〜ある、よう心取りかへて、これまで長い間の道すがら、一時の事情、それ〜世界の事情たのしみ事情きかすがよい。

明治二十八年二月二十二日

兵神分教會所毎月新十八日に靈祭執行の處書九日に改めて願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情それ〜事情みなかうといふ事情ゆるしおかう。

同日、兵神部内加東支教會辰巳の方へ一間半三間建る願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり心だけゆるしおかう。
木作り出来次第棟上願
さあ〜ねがひどほりゆるそ〜。

明治二十八年二月二十二日

撫養部内香川支教會舊二月五日より土持及手斧始め御許願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

木作り出来次第棟上願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情ねがひどほりゆるしおかう。

同日、撫養部内福井出張所増築一間半に五尺並に井戸一ヶ所願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情ねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

同日、撫養部内名西出張所教祖様御殿建築二間に二間の御許願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はねがひどほりゆるしおかう〜。

木作り出来次第棟上願

さあ〜事情〜、ねがひどほりゆるそ〜。

明治二十八年二月二十二日

東部内立野堀出張所を支教會に引直し願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほりゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十二日

山名部内田子浦布教所地方廳出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情はすぐ〜。

同日、山名部内山梨出張所舊毎月十二日月次祭、新毎月二日十二日説教日御許願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情ねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

九つ鳴物御許願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

同日、山名部内富士支教會舊毎月十三日入社祭、新毎月三日二十三日説教日、鳴物六つ御許願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十二日

北部内栗田支教會所新三月一日より地上げ石搗、教會所五間半に七間半並に附屬建家古家組變へ其他井戸

一ヶ所の願（手斧始め新三月十日木作り出来次第棟上願）

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十二日

南海部内湯川出張所 二月二十日鎮座祭、二十一日開筵式願（信徒へ御酒御餅授與御許願）

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情ねがひどほりゆるしおかう〜。

同日、南海部内田邊布教所 二月十七日鎮座祭、 舊六日開講式願（信徒に御酒御餅與へ及鳴物六つの願）

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情ねがひどほりゆるしおかう〜。

同日、南海部内牟婁出張所 二月十五日普請始め願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情ねがひどほりゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十三日

日和佐支教會教祖様の御間出来に付 舊二月十四日鎮座祭の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情、さあ〜ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十三日

芦津部内笠岡支教會所河内國島和佐吉にありし赤衣譲り受ける願

さあ〜たづねる事情〜、事情は一つ一時心におもふだけ〜、みな心におもふだけ、さあ〜まかせおかう〜。

同日、芦津部内西宮支教會月次祭 舊毎月六日の處二十一日に改め願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜一つたづねる處、さあ〜みな〜それ〜どうかう、それ〜だんじ一つさあ〜心にさあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十三日

兵神部内播磨國多可郡松井庄村の内豊部村谷川八百七番地に豊原出張所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほりさあ〜ゆるしおかう〜。

新築の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はねがひどほり、さあ〜心丈け〜。

さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、兵神部内攝津國有馬郡藍村の内藍本村に攝北出張所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情〜、さあ〜ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十三日

山名部内山梨縣東八代郡米倉村七十五番地に八代布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほりさあ〜ゆるしおかう〜。

同日、山名部内山梨縣東八代郡錦村千五百五十一番地に東八代布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情、さあ〜ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、山名部内山梨縣北巨摩郡祖母石村二十六番地に逸見布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほりさあ〜ゆるしおかう〜。

〜。

明治二十八年二月二十三日

東部内立野堀支教會鎮座 舊四月六日開蓮式七日願 (信徒に御酒辨當與へる願)

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十三日

撫養部内名東支教會御教祖居間普請出來上りに付舊二月十七日鎮座祭の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情願ひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

撫養分教會長鎮座祭式行ふ願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情すみやか〜、さあ〜事情〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十三日

北部内尾道支教會御調郡栗原村二百十一番地、坪數百六十一坪半、建物五間半二間並に土蔵あるを買求め
度願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜みな〜それ〜みな〜日々の心、みなか
うといふ一時たづねる事情は心にまかせおかう〜。

内作り次第移轉の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十三日

南海部内南牟婁郡阿田和村字阿田和四千六百九十三番地に阿田和布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情ねがひどほりゆるしおかう〜。

同日、南海部内奈良縣吉野郡十津川村字神下三十二番地に神下布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜ねがひどほり〜さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、南海部内度會布教所二千六百四十七番地へ移轉願

さあ〜たづねる事情〜、事情は一つさあ〜みなそれ〜事情によつてかうと
云ふ、みなそれ〜事情にまかせおかう〜。

新築願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほりさあ〜ゆるしおかう〜。

同日、南海部内知多布教所舊三月二日鎮座祭、三日開筵式願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

同日、南海部内豊丘布教所舊三月四日鎮座祭、五日開筵式願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十三日

高知部内本山出張所月次祭十五日、説教日新一の日、鳴物御紋の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

信徒開き舊二月十五日の願

さあ〜たづねる事情、さあ事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

教祖様の御間二間に九尺の建物願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり事情ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十三日

南紀郡内三河國幡豆郡西尾町字大給四十七番地に幡豆布教事務取扱所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十四日

東部内茨城縣新治郡土浦町六十四番地に常陽出張所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

〜。

同日、東部内千葉縣香取郡佐原町七十七番地木村清一郎宅に佐原布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、東部内茨城縣河内郡阿波村字四ヶ四十二番地に河内布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほりさあ〜ゆるしおかう〜。

同日、東部内茨城縣行方郡香澄村字茂木二十二番地茂木恒二郎宅に行方布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほりさあ〜ゆるしおかう〜。

同日、東部内埼玉縣南埼玉郡羽村字四丁野六十七番地金子和助宅に四丁野出張所願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十四日

山名部内三河國額田郡岡崎町字康生申百四十七番地に岡崎布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、山名部内神奈川縣足柄上郡會我村字會我千九百六十六番地に會我布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情、さあねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、山名部内埼玉縣北埼玉郡太井村太井四十六番地に太井布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情ねがひどほり、さあねがひどほり、さあゆるしおかう〜。

同日、山名部内仙臺支教會普請願（奥行七間間口八間、裏へ二間に三間神床續け、手斧始め舊三月十日、

石橋五月十日大工出来上り次第棟上、便所ニケ所願）

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はねがひどほり、さあ〜心だけ〜。

さあ〜ゆるしおかう〜。

月次祭舊毎月十三日、説教日毎月五日十五日二十五日、九つ鳴物及御紋の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、山名部内松本文教會月次祭舊十六日、説教日新二日十二日二十二日、九つ鳴物御紋願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、山名部内八王子出張所月次祭舊五日、説教日四の日三回、御紋及鳴物願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十五日

郡山部内日登出張所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情ねがひどほりゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十五日

北部内矢掛布教所地方廳出願の願

さあ／＼たづねる事情／＼、さあ／＼事情はすぐと／＼。

明治二十八年二月二十五日

宇佐部内國東布教所設置願

さあ／＼たづねる事情／＼、さあ／＼事情ねがひどほり／＼ゆるしおかう／＼。

明治二十八年二月二十五日

飯降政基と大阪宮川小梅との縁談の儀運入の心得の願

さあ／＼尋ねる事情／＼、いかなる事情も尋ねて尋ねにやならん、一時もつて事情一つの理といふ、これまでかはりた理、なんぼ何才／＼さとする、一つをさまる處、治り事情によつてなる、よう行く、ようをさまつて事情理はなしして、一時もつて尋ねる、かうといふ、それは事情、人一つの事情はいはん、萬事一つまかせる、又一つ第一、一つあちらこちらくもり、尋ねて行くやう、事情もう一つ、まあ／＼

といへば事情おくれる、いく／＼つくすこれならん、一つ道の爲め日々一つはこぶ事情にもならんともいはん、これでこそ道の爲めになるとおもへばまかせおかう／＼。

おして願

さあ／＼尋ねかやす處、はんぜんの理いくへ尋ねかやすがよい、ぜん／＼はこぶ處はこばにやならん、さき／＼そんならよう事情ぜん／＼中といふ心の事情あらへば、それより一つあんしん、いかなる理もをさまる、一時をさめる理ではなか／＼ほど心がかはりたら大へん、これ一つ聞取りてはこぶなら、一夜一つさとし心を定めるなら、あんしんともいふ。

明治二十八年二月二十六日

教祖様御靈舎新築之儀願

さあ／＼／＼たづねる處／＼、まあ／＼やう／＼こゝまでの處、一時もつて一つ十年といふ、今の事といふてゐるまに十年、今一時尋ねるところ、おもふ處は十分に

受取る、なれど道の爲めせかいの爲め、せかいの事情遠く一つの理、萬事事情のためさしづにおよぼふ、尋ねる處の理、せいしんはもう十分に受取る、是迄の處、なか／＼の道であつた、とほいやうにはなした、是は何講と／＼と古いはなしにほのかにきゝつたへに聞いてゐるものもある、からけしらんものもあらう、ちやんと何年たつたらとさとしたる、たのんでする事ならわからん、あぶない中からほんになあといふ日ありて、是迄しらん／＼がおほかつた、しらんはづやいふてない、今の處とほく處はしん／＼までみんなにほひがかゝりてある、一時どういふ道になるやらわからん、ほんのはなしだけの事ならたよりないやうのものなれど、實をみるなら一時わかる、一時尋ねる處、建物一條の處は受取る、又受取らにやならん、受取りておくなれど一寸ならん處、何時ともわからん日がある、又々さしづあるによつて是迄一寸きかしておく。

明治二十八年二月二十六日

北屋敷の納屋東新屋敷へ移すの事願

さあ／＼それはもうふしんどうなりとあちらへなほしたと思へば、又こちらへといふ、それは何時なりとゆるすによつて、みな心おきなくかゝりてくれるがよい。

明治二十八年二月二十六日

島ヶ原支教會を分教會に引直す事情の願

さあ／＼尋ねる處／＼、それもたづねにやわからん、一つの理からみたら、直轄といへばみな直轄わかれるといふ理をもつて分れるから取扱はにやならん、是丈けさしづにおよんだらわからにやならん。
 さあ／＼みんな是はどうしたとてかうしたとてこゝろだけしかをさまらん、そこでどうせへともいはん、あちらへわかれ、こちらへわかれ、わかれるといふ理はいつまでもはなれやしまい、この理さへこゝろにもてば、いつ／＼までのをさまりといふ。

明治二十八年二月二十六日

泉支教會長平井常七辭職に付小倉芳治郎後任願

さあ〜心からかうといへばどうもならん、他にもつてかうといふ理はをさまらん、心からかうといふ理をもつてをさめるならをさまる、他からあれこれといふ理はをさまらん、たれなりと〜だん〜咄しあひ理をあわせるなら、おもふやうにをさめてやれ。

明治二十八年二月二十七日

天明講社八木布教所擔任岸本の處事情有之に付擔任の處本部へ御預り被下度と申すにより願

さあ〜尋ねる事情〜、さあ〜まあ第一、一寸はじめた時は夢みたやうなもの、だん〜年限一つをさまる處、夢みたやうなもの、だん〜理かさなり、一時をさまらんといふ處、よぎなく理たづねる、をさめた内々からといふ、一寸はゆるしおかう、いつまでといふ事はいかん、めん〜せいしんによつてきりかへるといふは、一寸しばらくあづからう。

明治二十八年二月二十七日

郡山部内総羽支教會事務所四間半に十間の建物並に役員引原石松教會へ引越し願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜一つ〜の理をもつて、だん〜一つ〜の理をさまりたる、又一人もつてかうといふ處たづねる、人一つの事情、さあ〜ゆるしおかう〜。

手斧始め舊二月六日、石搗三月三日、六日上棟願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほりゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十七日

郡山部内綾部出張所舊正月二十九日上棟せしに大工の誤りにより破損せし故舊二月十日改めて上棟致し願

願

さあ〜たづねる事情〜、一つの事に事情といふ、いかなる事とおもふ、今一時改めてたづねる處はすみやかゆるしおかう、せん一つの事情は心だけにゆるしおいたる、およそな事ではいかん、皆にしいかり〜さあ〜心おきなう〜。

明治二十八年二月二十七日

山名部内吉田布教所説教日新二月二十三日、入社式舊十三日、六つ鳴物願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、山名部内相夏布教所説教日新八日二十八日、入社祭五日、六つ鳴物願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほりさあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十七日

河原町部内滋賀支教會擔任宇野善助の處都合により三國治郎左衛門を後任に願

さあ〜尋ねる事情〜、みなそれ〜事情一つ理もつてたづねる事情は、ねがひどほりにゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十七日

東部内佐原布教所地方廳へ願

さあ〜たづねる事情〜、事情はすぐと〜。

入社式毎月舊十日、説教日新二十七日、六つ鳴物願

さあ〜尋ねる事情〜、事情ねがひどほりゆるしおかう〜。

同日、東部内千葉出張所二月五日地ならし、十五日手斧始め願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情は心だけ、さあ〜心丈けはゆるしおかう。

同日、東部内立野堀支教會門板塀雪隠建築願

さあ〜たづねる事情〜、ねがひどほりゆるしおかう、さあ〜心だけゆるしおかう〜。

同日、東部内常陽出張所地方廳出願の願

さあ〜たづねる事情〜すぐと〜、さあ〜すぐと〜。

月次祭舊一日、説教日新十一日二十一日、御紋鳴物願

さあ〜たづねる事情〜、事情ねがひどほりゆるしおかう〜。

同日、行方布教所地方廳出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜すぐと〜。

入社式舊八日、説教日新二十八日、六つ鳴物願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほりゆるしおかう〜。

同日、河内布教所地方廳出願の願

さあ〜尋ねる事情〜、さあ〜事情すぐと〜。

入社式舊六日、説教日新二十五日、六つ鳴物願

さあ〜たづねる事情〜、ねがひどほりゆるしおかう。

同日、東部内四丁野出張所地方廳出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情すぐと〜。

明治二十八年二月二十七日

北部内美袋出張所地所買入願

さあ〜たづねる事情〜、まあ心と云ふ一つの理をもつて、みなそれ〜の事情といふ、心にまかせおかう、事情はすみやかゆるしおからう。

明治二十八年二月二十八日

郡山部内東肥支教會所熊本市楠町十六番地坪數一千百六十二坪御許願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情さあ〜地所といふ、みなそれ〜一つの理あつまり一つ事情理にゆるしおかう〜。

建物一條は圖面を以て申上げ、其外井戸一ヶ所、地ならし舊二月十五日、手斧始舊二月二十六日、大工木

作り出來次第上棟の願

さあ〜たづねる事情〜、たちや一條また一つ井戸、それ〜たづねる處、さあ〜心おきなうゆるしおかう〜、さあ心だけゆるしおくて。

同日、郡山部内山家出張所舊宅修繕願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情、さあ〜ねがひどほり〜さあ〜ゆるそ〜。

舊二月十日より着手願

さあ〜事情〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十八日

山名部内磐城平支教會平町字舊城跡二十五番畑四畝四歩外に四ヶ所合せ二反十一歩の處御許願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情はすみやかゆるしおかう、さあ〜心だけ〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

月次祭舊八日説教四日十四日二十四日願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

鳴物御紋の願

さあ〜たづねる事情〜、ねがひどほり〜さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、山名部内城東支教會月次祭舊十六日、説教日七日、鳴物御紋の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情〜はねがひどほりゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十八日

中河部内平野支教會兵の方へ井戸一ヶ所、新三月一日手斧始め、木作り出来次第上棟建築願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はねがひどほり心だけ、さあ〜ゆるし

おかう〜。

同日、中河部内大津出張所地上げ納屋土蔵取拂ひ願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情〜ねがひどほりゆるしおかう、一つの理は心だけ〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

歸り次第取りかゝる願

さあ〜事情〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

大津出張所月並祭舊十五日説教新五日二十日御勤鳴物九つ御紋願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情はねがひどほりゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十八日

日の元講織田布教所従來の所より千三百五十番地に移轉の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜みな〜それ〜事情、まあ一つかうといふ處、又一つあつまりてかうといふ事情、心おきなうゆるしおかう〜。

建物修繕の事情願

さあ〜事情ゆるしおかう〜。

明治二十八年二月二十九日

神道本局幹事を教長様に成りてくれとの事ですが御免し被下升哉願

さあ〜尋ねる處〜、前々事情もつて尋ねたる、せん〜事情さしづ、いかなるあきらかなさしづ、どうでもかうでも頼みにこんにやならんやうになるとおもふてゐる、さあ心おきなうゆるすで〜。

さあ〜だん〜事情かさなる〜、どんな事みな引受けてしまはんにやならんといふ、一つの理さとする、一時どうであらうとおもふ、よう事情聞きとつて、みなだんじ一つの心、どんな事情もできてくる、はなし生涯の理つながら、いかなる事も聞く、どんな事もあつまつてくる、ぜん〜事情一つの理をさとする、あぶないこはいおそろしいなるといふてさとしある、なるといへばどんな事もなる、ならんといへばなにもならん、なるほどさしづよかつたなあ、心よせれば助ける理じゃなあ、これがたすかる理かいなあ、世界もたのみこにやならん日たのもしいみ

な道といふ、これ一つさとしおく。

さあ〜尋ねる處〜、さあこれは事情かさなつて、一時ずあぶんの理をもつてどうでもかうでもあつまつてくる、一時尋ねる、まづ〜の處だん〜の理につたへるがよい。

おして他の方

さあ〜尋ねる處、二度三度又一度、まあ〜一つの理、まづ〜の道、これ一つさとしおく。

さあ〜尋ねる事情〜、おなじ理が三つある、あちらこゝろえん、こちらへはんば、こゝろえのためさしづしておく、せひの中の一つの理をもつてをさめ方といふ。さあ〜もうどうでもの理にせまつてくる、そんならしばらく〜の理はこんでやれ。

明治二十八年三月二日

教祖様墓標臺石仕替へること御許願

さあ〜尋ねる事情〜、さあ一つ〜ようこれまでさしづ、あちらをなほし、こちらをなほし、これで生涯事情をさまりない、これでかうしたらこれでといふ事情はいかん、みんなの心、こゝろだけまかせおくによつて、やつてくれるがよい。

明治二十八年三月二日

郡山部内安濃布教所出張所に引直し願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情〜ねがひどほりゆるしおかう〜。

明治二十八年三月二日

宇佐支教會堂四月五日鎮座祭、六日開筵式願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情はねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

信徒に御酒並に御餅を與へる願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情は心だけ〜ゆるしおかう〜。

教祖様御靈として赤衣様御祀り申す御許願（尤も赤衣は御教祖様生前御めし被遊し品にして他の信徒中に頂戴致し置きしを其信徒より譲り受けて祀るものなり）

さあ〜心々、心にまかせおかう〜。

明治二十八年三月三日

船場部内船穂出張所設置地方廳へ出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情すぐ〜。

明治二十八年三月三日

兵神部内三神支教會設置地方廳へ出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情すぐ〜。

同日、兵神部内有馬出張所設置地方廳へ出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情すぐ〜。

同日、兵神部内豊原出張所設置地方廳出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情すぐ〜。

明治二十八年三月三日

河原町部内静岡縣駿東郡楊原村我入道第一番地に楊原出張所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほりゆるしおかう〜。

擔任は芥澤常藏の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情さあ〜ゆるそ〜。

同日、河原町部内神奈川縣相模國足柄上郡松田村松田千八百九十番地に松田出張所設置願（擔任小野備次）

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情〜、さあねがひどほりさあゆるしおかう〜。

同日、河原町部内西海出張所設置地方廳へ出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情さあすぐと〜。

明治二十八年三月三日

宇佐部内國東布教所設置地方廳出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はすぐと〜。

入社祭舊十六日、説教日舊六日、六つ鳴物願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜さあ〜ゆるしおかう〜。

〜。

明治二十八年三月四日

島ヶ原支教會を分教會に引直しの件に付初めての事故念の爲め心得迄願

さあ〜尋ねる處〜、さあ〜いかな事情も尋ねる、尋ねるからは一つさしづにおよぶ、どういふ事もかういふ事も一つの理になるといふ處たづねる、ようき、わけ、けふようてあすわかろまい、そこでどうしてくれ、かうしてくれいはれん、定まりた理にゆるそ、みてはきれいといふても、心内にどういふ理あるともわからん、ようき、わけ、一日の日でもあさはあきらかでも、のちのそらくもる事もある、ようき、わけ、どうしてせへ、かうしてくれいはん、それではいく〜の處、きまりあんじる、心のきまりとれやうまい、きやうだい〜わすれさいせねばおなじ理である。

分教會長とすれば直轄か附屬にはのきませんか押して願（但し平野備藏の願）

さあ〜それはどうもべつだんといふ理おろしにくい、めん〜かうしてやればさ

きくゆかくいつくまで一寸くながくひいばるものもある、そこでわけてやるものに心にまかせにやなろまい。

分教會くいくつ理ある、ちよつかつといふ理ある、わけてやればおなじ理、みな心といふ理ある、そこでだんじやひの上定めてくれ、こちらからどうしてやるといふた處が、心といふ理あるによつて。

會長より押して願

さあくそれはおもてわかれたる理、又中々理ことなる、そこでようき、わけにやならん。

尙續て申上げし時

さあく尋ねる處く、それはまあおもてたつ理、せかい又内々理ある、それでは一寸にはわからまい、べつだん道わけてわかるだけわけてやりたら、向のものく、そこで心といふ理、又一つしやうがいといふ、わけてもらうておもてはおもて、中は中といふ、わけてやりたらむこのものとせにやならん。

平野より島ヶ原萬田云ふことには一代はよろしいなれど代々向になり升と自然とうすくなり忘れる形になりますから附屬といふ事申升と、是れは型のない事で有升から此上諸方より参りて願ひますと思ひます
さあくかたがない處、いくくかたになるといふ處たづねる、たづねばさしづ、あちらふぞくこちらふぞく、今の一時けへかえあきらか、さうかいなあてはそれでは何萬でけてもうれしくないといふは理、ようき、わけ、本部はたゞ一つ、それよりわたりた理、十分の理いたゞいた理そこまでさしづしたらしいかりき、わけにやならん。

明治二十八年三月五日

郡山郡内鴨西出張所地方廳へ願

さあくたづねる事情く、さあく事情はすぐとくく。

明治二十八年三月五日

山名郡内東八代布教所地方廳へ願

さあくたづねる事情く、さあく事情すぐとくく。

同日、山名部内逸見布教所地方廳へ願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はすぐと〜。

同日、山名部内八代布教所地方廳へ願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はすぐと〜。

同日、山名部内岡崎布教所地方廳へ願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情〜はすぐと〜。

明治二十八年三月五日

平安部内勢野布教所鎮座祭臺二月十七日、開筵式十八日願（御酒辨當等與へ度、六つ鳴物願）

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年三月六日

梅谷分教會治まらぬ事に付増野正兵衛、宮森與三郎出張致させ治めたくに付兩人出張御許願

さあ〜尋ねる事情〜、さあ〜どうも一つ理がをさまらん、どうも心あはん、

日々の處それはどうもならん、おもひたつたる理うしなはんやう、ようき、わけ、どんな道あるも、道のある理と、道なき理とこれき、わけ、これき、わけはをさまる、道なうてをさまる理、これき、わけ、一時はどうでとほりにくい道もある、なれどとほりぬけたらあんしん、たのしんでとほられる、これよくさとしてくれ。

副會長でもおいて治めさせて貰つたもので御座りませう哉願

さあ〜さしづといふ、さしづといふはもう一つの理がをさまらねばさしづと云へん、一つしらべてとくとその上あざやかわけてやるがよい。

明治二十八年三月六日

喜多治郎吉宇佐支教會へ派出御許願

さあ〜尋ねる事情〜、さあ〜萬事の處、又はだん〜理おほくをさめんならん理あるによつて、治めてくれればよい、萬事理あるによつて許しおかう。

宇佐支教會に派出するに付序で九州地方即ち大分熊本兩縣下信徒視察致させ度願

さあ〜それは心にまかせおかう〜。

明治二十八年三月六日

山名部内太井布教所設置地方廳へ願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜すぐと〜〜。

同日、山名部内會我布教所設置地方廳へ願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はすぐと〜〜。

明治二十八年三月六日

河原町部内交野布教所普請願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

地ならし當月七日、石搗十二日、棟上十四日の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年三月六日

樺枝の堀内與藏小人三人の事に付願

さあ〜たづねる處〜、みんなこれ内にかゝる處、小人〜はんぜんせん、なんにん日々の處、どうもなにほど思へどどうもならん、ならんと思ふ、ならんやない、ぜん〜かゝり一代にして二代、又事情小人何人ある、又事情〜これおもふ處、ようき、わけ、内にあるか、外にあるか、内にある、外にある、心といふ理一つ、一つである、この理き、わけくれねばならん、一寸にはわかる、何もあんじる事いらん。

押して内々の事情願

さあ〜たづねば一つ事情さす、どういふ事である、理は一つて一つはなしあふ處、内にこれだけと思ふ〜、をさまる理なげにやならん、はやくといふ處とほるは、みち十分のことなら何もいふ事はない、なれどようき、わけてたんのふ、ふじいふの處たんのふするはたんのふ、とくをつむといふ、うけとるといふ、これ一つき、わけにやならん、何もあんじる事いらん。

明治二十八年三月七日

泉支教會擔任平井常七の處此の慶家事の都合により小倉芳治郎と交代致し度願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜みな〜一つ心でかうと云ふ一つ理にまかせ
おかう、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年三月七日

郡山部内一條出張所教祖殿建築の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情は心だけにゆるしおかう。

明治二十八年三月七日

河原町部内豊國出張所設置地方廳へ願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情すぐと〜。

明治二十八年三月九日

高安分教會負債金嵩みしに付所有の地所悉皆賣拂ひの上返辨致度に付御許被下哉願

さあ〜たづねる事情〜、事情はよぎなく事情たづねる、どうしてかうとも云へ

ん、今のみち、事情かさなりてかう、又一つかうといふ、まあ今一時の處、みあは
してさあしばらくといふ。

押して、分教會維持困難に付役員協議の上にて萬事取りきめ可致哉

さあ〜たづねる處又一つ事情、みな〜だんじの上より一つさだめ、さだめた上
又事情ともいふ、これ一つさしづにおよぼう。

押して、然らば役員會議の土地所賣拂ひの儀協議一決致して賣却致して宜敷哉

さあ〜事情は定めておいて、事情はしばらくともいふ、せいしんの理をさだめて
一寸しばらくといふ。

明治二十八年三月九日

撫養分教會門建直し及塀教會修繕の願

さあ〜たづねる事情〜、事情ねがひどほり〜事情さあ〜ゆるしおか
う〜。

同日、撫養部内板野出張所舊二月十五日鎮座祭、十六日開筵式願

さあ〜たづねる事情〜、ねがひどほりゆるしおかう。

七〇

餅御酒施與、御紋鳴物、月次祭舊毎月十六日、入社式舊毎月六日、説教日舊毎月一日御許願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年三月九日

兵神部内播磨國印南郡上原村に於て原安布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、事情はねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年三月九日

河原町部内星田布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、願ひどほり〜ゆるしおかう。

明治二十八年三月十日

教祖様御靈殿本部北よりて六間に八間の建物建築致度により願

さあ〜だん〜事情もつて尋ねる處、一時はかうせにやならん、又事情によつてなくばならん、みなそれ〜事情いそぐ處受取る〜、年あけたら十年といふ、なんでもといふ事情の處、せく事いらん、まだ〜地所いそぐ處ある〜、又ひろくたてだす處日がら何時でもでける、地所は一寸今にいふて今にあつめる事はてけん、これならたいてへなあ〜といふは、一時の道といふ、地所から定めてくれ。

押して願

さあ〜尋ねかやす處〜、一つ一寸話しにおよぼう、これき、わけて定めてくれ、どういふ話なら、ただ一つせかい事情、これは教祖といふ、それは十分受取りである、なれど内々をさまる處せくやない、まだ〜とびらひらいてある〜、めん〜の處、かうしたのといふ、その處一寸きがねはさらにいらん、ゑんりよはいらん、たゞ事情せかい理があつまれば十分うけとりである、そこでとびらひらいてゐる。

續いて願

さあ〜いつまでかりやではどもならん〜、これだけといふ處定めたら、たちや事情理をさとす、それまでたちや一條、まだ〜はやいとさしづしておかう、せかい理をあつめてぢばこれだけといふ處、それはかまはん、せかい十分なりたらぢばは十分でけてあるのや〜。

さあ〜まあ〜十年たあてもまだ教祖たちやないとはさら〜おもふな、心がけるまでおやさといふ〜、親は子おもふは一つの理、子は親をおもふは理、この理き、わけ、なんでもぢばといふ理があつまりて道といふ、親の内は地所さいひろがりたら十分、たちやすみかしておりても、おほくの子供もどるぢばなうてはどむならん。

明治二十八年三月十日

兵神部内眞加布教所神靈祭善毎月十七日の處二十一日に致し度願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情それ〜事情によつてかうといふ處、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年三月十日

高安部内八尾布教所を支教會に引直し願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年三月十日

南紀部内三河國幡豆布教所設置地方廳出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はすぐと〜。

明治二十八年三月十一日

城島分教會前の川へ橋かける願

さあ〜尋ねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

二十日より

さあ〜事情ゆるしおかう〜。

同日、城島部内宮川出張所地方廳出願の願

さあ〜たづねる事情〜、事情はすぐ〜。

同日、城島部内南部布教所地方廳へ願

さあ〜たづねる事情〜、事情はすぐ〜。

明治二十八年三月十一日

南海部内紀尾支教會舊三月十五日引直し式執行願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はねがひどほり心だけ事情、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年三月十一日

清水與之助身上の願

さあ〜尋ねる事情〜、とんと心得ん事情である、いかなる事である、理をおもふ處よぎなく事情尋ねる、尋ねば一つさとそう、ようき、わけ、ながらえての道筋、ながらえての事情、尋ねる處にては一つさしづ、ようき、わけ、どうするも一

ついでいんねんなる、いんねんかゝるいんねんき、わけ、いんねん〜といふ處が、どんないんねんもある、ようき、わけ、たゞいんねんといふたら、ぜんしやうどういふいんねんやらといふ、なすいんねんき、わけ、一つ話にする、一時もつてかゝる事情なにしたんやらと思はず、内々夫婦中といふ、一時あたへ、あたへなきといふ、それは何にも思ふ事いらん、夫婦あたへなきいんねん、さき〜いんねん、さき〜をさめかた、これ一つたしかにもたにやならん、つくしてこうなればどうといふ理をもたず、かゝりてくれればとふ、一時かたづけばやれ〜みな一つの理にかゝる、どうで一つなき事情の道、はじめたる理、これき、わけて、なにも心に思ひのこさずもたず、ようき、わけ、あんじる事いらん、あんじる事ははやいて。

只今おさしづ小人を貰ひ受ける心は兩人とも無之外の人を後に致し度の願

さあ〜まだ一つの事情はおもはく〜、そらなるほどのせいしんうけとる、まだ何年ともさきながい、その事情まだ早い、年限たてばやれ〜、まだ〜ながいみちやて。

明治二十八年三月十一日

村田慶藏普請事情に付願

さあ〜たづねる處〜、まあたづねにやならうまい、一時どうといふ處あらうまい、なれどおほくのぢばへ、いづれ一つの理からてくる、一時といふまで、一時とほからまた一時でないと思ふ、たづねる一時、かうしてゐたならといふ、するならいつなりとするがよい、その心でするがよい。

押して外にと云ふ處願

さあ〜たづねる處、さあ〜まあ一寸たて、十分、一寸たいそうといふ、そこてはなしかけて、ところでおもひつき、さきでこゝといふ、かうしておかうところなら、何時でもゆるしおかう。

さあもう一つしやん〜しやんして心しづめ、一時かうといふた處が、一時心をさまらせん。

明治二十八年三月十二日

梅谷分教會部に屬したくと願出し黒崎太治郎は先達不都合之處ありて一先退社命じたる者なるが此度改心して入社申込しに付如何計りてよろしき哉心得までの願

さあ〜たづねる處〜、さあ〜人々心どうもならん、何ほどきいたてならん間はどうもならん、なれどおほくの中あら〜理がわかりて一つの理にはとりたて、やるがよからう。

明治二十八年三月十二日

河原町部内越乃國支教會古建物圖面を以て朱書の處取拂ひ跡かこひする願

さあ〜尋ねる事情〜、さあ〜事情はこれだけといふ處、心だけ〜一つ理にゆるしおかう〜。

明治二十八年三月十二日

永尾福治郎小人身上願

さあ〜たづねる〜、尋ねる處まあ小人といふても、小人〜三ヶ月た

つても小人、三年たつても小人、三ヶ月たつても小人、ふしぎくちがでる事情といふは、どういふ事おもふも、みんなこれ小人つみあるとはおもはれまい、なすともおもはれん、小人十五才まで親の理でをさまる、この理とりなほしあざやかどういふ事いかん、きゝわけ、いつくまでの身をもつてむまれたるもの、これ事情さとしおかう。

明治二十八年三月十三日

内務省より事情申来り前川菊太郎、橋本清上京に付御許の願

さあ〜尋ねる處〜、一つ話し、又一つ話し〜、だん〜事情といふ、一つ〜理のきゝわけ、一つ〜理のさとり、自由用〜、みんなどうとおもふおもふやない、さあ〜理がわかる〜、いそいでいくがよい〜、さあ〜ゆるしおかう。

明治二十八年三月十三日

上志兵二郎より買入れし宅地へ石垣並塙拵へ度願

さあ〜尋ねる處〜、かりや〜、一寸〜一寸かりや、さあ〜ゆるそ〜

〜。

明治二十八年三月十三日

日の元講社永原に於て支教會設置願(旭日支教會)

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年三月十三日

北部内岡山支教會二十七年七月一日普請御許し頂きし處三間二間の建物に改めて御許願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情どほり〜さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年三月十三日

増野正兵衛小人目の障りに付願

さあ〜たづねる處〜、日々事情〜に事情心得んといふ處たづねる、心得んやない〜、一つ〜わかりくる〜、かうしてあたらよい事きけば、たのしみ事情

きけばどうと思ふ、事情に事がありたらふしとおもへく、さあ〜あんじる事いらん〜。

八〇

明治二十八年三月十四日

河原町部内楊原出張所設置地方廳へ出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情すぐと〜。

同日、河原町部内松田出張所設置地方廳へ出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜すぐと〜。

明治二十八年三月十四日

北部内豊岡支教會札幌出張所設置地方廳へ出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はすぐと〜。

明治二十八年三月十四日

中河部内神川支教會移轉願(宇的場四六五番地に)

さあ〜たづねる事情〜、ぜん〜もつて事情、一つのゆるしおいたる處、一つ

かはりて一つみな〜事情、一時もつてたづねる處、みな〜それの〜理にゆるしおかう〜。

同教會六間七間新築、舊二月二十五日大工始地ならし土持、木作出來次第石搗棟上願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はさあ〜心だけ〜、心だけの理にゆるしおかう〜。

明治二十八年三月十四日

平野橋蔵目の障りに付願

さあ〜心得ん情情である〜、第一一つ見えにくい〜、見えにくいやない、見えたる事みえにくい、見えたる事みえる、十分みえたる處、身の内目にみえん理ある、これ一つほつておけん、何日しばらく〜おさへてある〜、一つあらためて早くみえるやう、いつ〜までじいとしておけん、一つさうしては取りかやしかならん、この一つの理き、聞かずたあて一つさうぢ、これさうぢはやく治め、この一つの理がいそぐ〜、話〜して相談なして相談なし下され、ちがふて〜、よう

八一

聞分け、しらず／＼おもひ／＼不義理事情、ふざり事情これかたい理つうばる／＼、これときほどきすればけふと治まる、これ一つ早くさとしおかう。

押して、内々の事か講社部内の事か願

さあ／＼部下でもない、又内の事やない、おつとり何ん日と云ふ、三日は三日と云ふぜんなりたる、たづねる事あろまい、人間心もつてをさめたる、なれど急いではやくあちら事情、こちら事情、早速さわがにやなるまい／＼、治めにやなるまい。

話してゐる處へおさしづ

なんほうでもさととりつかん／＼、内になき世界になき、ぢば一つ／＼、これ一つ第一残念でならんわい。

明治二十八年三月十八日午後八時

刻限(本席様島ヶ原より御歸りの晩平野繪藏目の御障り願の前)

さあ／＼やれ／＼、あゝやれ／＼、さあ／＼一時もかへるをまちかねたく、事情のはなししばらく事情をさすから、おちのなきやう十分かき取つて十分の心を

さめにやならん、筆がそろふたらはなしかける、こんばんのはなしといふ、事情さどすからおちのないやうつけてもらはにやならん、これまでだん／＼事情つかへて／＼一度すみやかなるさとししたうてならなんだ、一日／＼とつとめてゐたからひかへてゐた、十分の心から理をもつて一寸つれてゐた處からはなす、處々國々十分の理がをさまつて心の理をはこぶ、つれてゐたみせた、是から話しかける、どういふ事情さとするなら、みんなつくしてくる中に、たれ／＼ともいはん、なるほどつくしてゐる中の理によつて是だけのみちおほきい話してある、さあ／＼上からするやら下からするやらわからん、身上にさはりといふ、身上にさはりあつて尋ねるか一寸さとしかける、是から一つのはなしするから理はまちがはん、取りませの内一二三としるしをうつ、これまで世上といふ、世界といふ、あくたもくたのみち、中にも心にかはらんものもある、是は一つのはなし、是からだん／＼はなしする、これまで長い道すがら、長／＼はなしどうなりかうなり、處々にはしんじつの理ををさめかけたる、みなをさまる、をさまつてあるのはまことがあつてをさま

る、中にはどういふ處もある、是から一つなほもくあらためたうてもあらため、なんでもあらため、たいていはじめかけるが一、一といふたら二があとになる、三はもう一つあとになる、世界あくたもくたの中、まんに一つもく世界あくふうあくせつ、此理があふたらなんにもならん日があらう、やうくおほくわんあれど、がけみちとほらんならんやうな道があつてはどうもならん、もうはなししようかとおもひく、やうくこしてきた、いけんしようとおもふてもいけんきかんといふ、これが一つのはじめ、すんだ道からすんだ心がかみやしき、すみきつたものくもりあつてはせかいうつらうまい、すこしてもくもりあつては世界は丸くもり、まあくくといふてきすてた、日々に守護あればこそつくしただけの理がある、ならん中からこまでといふ、もう一つ世界うつさうとおもへども、うらもおもてもくもりなきかみこしらへねばならん、いふ事も一つ、きく事も一つ、是がくもりのはしてある、是から又一つ事情、是から一つの事情、一二三といふたる、是から二といふ、につこりしようとはあと日をおうとたつた一つのくもり、さあはらし

てくれにやならん、臺になつてはらしたらみなはれる、身のさはりといふ、よう聞分け、是よりてがらすすてく、さあくしつかり定めるなら一時にはれる、それせかいすつきりはれる、たつた一つの聞分けといふ、心にやめやうと行かうと、たつた一つの心、さあ聞分けく、聞分けにやならんて、さあくかはるくくく、おほくの中、世界の中、信者くといふて日々つれてかへる、あらためる心のみがき、にごりことばはなけれど、心ににごりありてはどうもならん、とほるにとほれん、あちらへてこす、こちらへてこす中にしんじつ信者にきこへたらどうするぞ、おれがくといふたてすまさにやならん、みんな中に上からすませ、それからすませばみなはれる、上からにければはたくもりまつくらがり、わかき中内々の處、何度くのわびこと、つみにおとさうとおもふ、何度くすませく、はじめかけたはなにもつてはじめかけた、四方面の理をもつてすましかけた、よく聞分けてくれ、どれがわるい、これがわるいはずくの中いへん、とほりただけは心にある、てがらすすてく、くもりあらひきる臺ともいふ、てがらすすてく。

さあ〜高い處ににぎり、一寸にはかぞへられん、何とも一寸にはあらはれん、もう一寸手がたればおれもみがかうとおもへども、高い處は手がとゞかん、よう聞分けたらなんにもふそくはない、たれも〜あらためたら出世〜、それ〜の心もあらためるやろ、是ではなあと道をきつたるものもある、十分の道具めかへ〜、さあ〜一寸にみえん〜、さあ〜手がら〜、手がらさすて〜、さあ〜あすの日からはなしにかゝり、どうなるもおもふ處、日々てらしてくれ、どうでもかうでも道心の理にくもりありてはどうもならん、行くも一つ、かへるも一つ、みずみずの理といふは、どうもをさめるにをさめられん、てるもかへるもみんといふ理は、是までたのしましたかひもないわい、ウワ、、、、、

おして願

さあ〜身の内のさはり、いたみなやみは神のてびきともさとしたる、さあ〜たのしめ〜、心の理は受取りてある、かうといふたらかうといふ理はみさだめてあるから、第一の道具一名からかうといへばどうでもかうでもとめてみせる、臺にな

れなれ、幾名何名の中でもおもふやうにいかん、よう聞分け、それ〜だんじあふてくれ、これまで何時どうなるともどういふ心になるともわからなんだ、親様のかげ神様のかげや、どうなりてもかまはん、ついの一つの事情、長いともみじかいたもいはん、なげきのことばも聞いたであらう、年がわかいもの、又候〜といふて何にもきざしもなく、心になきものまでみなわづらはした、そのたつた一つの理みなあらためさすから、おれは何もした事はないといふものもあらう、是だけさとしたら十分のさとしてあるほどに。

明治二十八年三月二十三日

堺支教會客間増築願

さあ〜たづねる事情〜、事情ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年三月二十三日

郡山部内久居布教所地方廳へ出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はすぐと〜。

明治二十八年三月二十三日

八八

兵神部内興原出張所新築願(舊二月二十八日地ならし、舊三月十六日上棟、井戸一ヶ所願)

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情〜ねがひどほりゆるしおかう〜。
御紋九つ鳴物御許願

さあ〜事情〜たづねる處、ねがひどほり〜さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、兵神部内口吉川出張所教祖權御居間、教會事務所石埦舊二月二十八日、上棟舊三月十日御許願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。
う〜。

明治二十八年三月二十三日

高安部内紀北出張所新築願

さあ〜たづねる事情〜、事情ねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年三月二十三日

船場部内澁川支教會舊二月晦日鎮座式、舊四月一日開筵式願(御酒餅九つ鳴物黒衣二十五枚御許願)

さあ〜たづねる事情〜、ねがひどほり〜心だけ〜、さあゆるしおかう〜。
〜。

舊毎月一日月次祭、同十五日入社祭、新毎月五日日説教日御許願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年三月二十三日

中河部内紀支教會舊二月晦日鎮座式、舊三月一日開筵式願(當日御酒餅施與御許願)

さあ〜たづねる事情〜、事情はねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。
〜。

右當日旗提燈立る願

あさ〜ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年三月二十四日

舊四月五六日宇佐支教會開講式に付本部長出張之儀御許し可否願

さあ〜尋ねる處〜、まあ〜處〜に一つ〜事情といふ、何もかるいおもい

八九

のへだてないく、一つ理をさめたる處、一つなるならん處、一つなる處さとさに
やならん、とほく處でもつくさにやならん、又かるき事情、又々事情ある、ようき
ゝわけ、たいてへといふは又一つ許しおく、なれどまあ一人代人もつてさとせば、
一つきくてあらう。

押して願

さあく代人をもつてかうといふ、一つ理をさまる、又々のちく事情あるによつ
て。

明治二十八年三月二十四日

兵神部内三神支教會地ならし書二月二十九日、手斧始め書二月二日の願

さあくたづねる事情く、さあく事情くねがひどほりく、さあくゆるし
おかうく。

明治二十八年三月二十四日

撫養部内海部出張所七間に一間半のひさし並に雪隠の願

さあくたづねる事情く、さあく事情はねがひどほりく、さあくゆるしお
かうく。

明治二十八年三月二十五日

郡山部内四日市布教所地方願へ願

さあくたづねる事情く、さあく事情、さあくねがひどほりさあくすぐと
くく。

同日、郡山部内山田出張所擔任宮本金吾家族共出張所に引越し願

さあくたづねる處く、事情はこれより一つさあくまあいつく事情、一
日の日もつてしやうがい一つ理と、事情一時にをさまる處、さあくゆるしおかう
く。

明治二十八年三月二十五日

兵神部内有馬出張所地ならし書二月一日、普請始め同日、教祖様の居間二間半に二間一尺建物願

さあくたづねる事情く、さあく事情ねがひどほりにゆるしおかう、心だけに

ゆるしおかうく。

明治二十八年三月二十五日

撫養部内名西出張所ひさし増築願

さあくたづねる事情く、さあく事情ねがひどほりくさあくゆるしおかうく。

同日、撫養部内福井出張所ひさし雲隠増築願

さあくたづねる事情く、さあく事情くねがひどほりくさあくゆるしおかうく。

明治二十八年三月二十五日

高安部内島上出張所新四月十二日鎮座祭、十四日開筵式、御供御酒の願

さあくたづねる事情く、さあく事情はねがひどほりく、さあくゆるしおかうく。

明治二十八年三月二十五日

河原町部内北豆出張所地方廳へ願

さあくたづねる事情く、さあく事情くはすぐとく。

明治二十八年三月二十五日

北部内吉野布教事務取扱所を出張所に引直し願

さあくたづねる事情く、さあく事情ねがひどほりく、さあくゆるしおかうく。

明治二十八年三月二十五日

下村賢二郎病氣に付山澤爲藏尋ねに行く事御許し願

さあくたづねる事情く、さあくとほく處であらう、事情一つの理、又々心といふ理はいつくまで一つをさまりてかうといへば一つゆるしおかうく。

明治二十八年三月二十六日

郡山分教會長平野楢藏熊本地方へ派出願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜處々一度と云ふ、さあ〜事情それは心にまかせおくによつて、さあ〜心にまかせおかう〜。

明治二十八年三月二十六日

郡山郡内日登出張所地方廳へ願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情すぐと〜。

同日、郡山郡内山海出張所地方廳願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はすぐと〜。

同地所は三反の處建物六間九間事務所は古家御許願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情願ひどほり〜さあ〜ゆるしおかう〜。

同役員の家教會内にて五間に四間建物願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひとほり〜さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年三月二十六日

兵神郡内藤北出張所前に御許下されし地所の處字有田垣千五百八番地ノ一字松尾三十二番四十番の處御許願

さあ〜たづねる處、事情〜さあ〜事情はねがひとほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

教會所四間半七間、事務所並に外建物願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひとほり〜、さあ〜心だけ〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

地方廳に出願する處願

さあ〜事情はすぐと〜、さあ〜すぐと〜。

同日、兵神郡内原安布敷所地方廳へ願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情すぐと〜。

明治二十八年三月二十六日

河原町部内伊東出張所元の地所に續いて四間に十二間の地所買入願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情心にさあ〜事情ゆるしおかう〜。

教會所九間に六間、事務所は七間に三間並に二間五間外に便所井戸の處願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はねがひどほりゆるしおかう〜、心だ
けの理にゆるしおくのやて。

明治二十八年三月二十六日

北部内岡山支教會津山布教所を出張所に引直し願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおか
う〜。

明治二十八年三月二十七日

郡山部内阿保出張所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はねがひどほりさあ〜ゆるしおかう。

明治二十八年三月二十七日

城島部内熊野布教所移轉願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はねがひどほりさあ〜ゆるしおかう
〜。

事務所修繕の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情〜ゆるしおかう。

明治二十八年三月二十七日

北部内水門布教所を出張所に引直し願

さあ〜たづねる事情〜、ねがひどほり〜、さあゆるしおかう。

同日、北部内飯盛布教所増築願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜さあ〜ゆるしおか
う。

右三月七日より取りかゝる願

さあ〜事情ゆるしおかう、さあ〜ゆるしおかう。

明治二十八年三月二十七日

大江部内菊地布教所再願の願

さあ〜たづねる事情〜、一度の事情に一つの理がをさまらん、いかなる事と思ふ、事情は幾度でもゆるすて、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年三月二十八日

旭日支教會設置地方廳へ願

さあ〜〜たづねる事情〜すぐと〜。

明治二十八年三月二十八日

郡山部内中和支教會敷地買入願 (大和國高田町大字高田千九十九番地字天神畑九畝二十歩、同千百番地八畝九歩、同千百一番地一反十歩都合二反八畝九歩)

さあ〜たづねる事情〜、さあだん〜の事情あつまりてみな〜心あつまりてあらう、よりに心どほりまかせおかう、事情ゆるしおかう〜。

同所へ支教會六間に十一間、教祖様御殿二間に三間半、門三間塀百九間、地ならし舊三月六日、手斧始同十五日、石搗四月五日、棟上同二十日に願

さあ〜たづねる事情〜、ねがひどほり〜。

居宅四間に四間半元池田にある教會を引移し、それに三間半建出し、事務所二間に七間建物引移し、引移し取りかゝり日舊四月三十日、煮炊場二間に五間及三尺口の井戸、雪隠の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほりゆるしおかう〜。

明治二十八年三月二十八日

芦津部内福知山支教會地所新に買求め願

さあ〜〜たづねる事情〜、さあ〜事情さあ一つといふ事情理にまかせお〜。

同所に移轉の願

さあ〜事情ねがひどほりゆるしおかう〜。

明治二十八年三月二十八日

河原町部内本街出張所月次祭養十五日、説教日二月二十二日、九つ鳴物御紋御許願

さあ〜〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年三月二十八日

北部内大道布教所設置願

さあ〜ねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

同日、北部内勝北布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、ねがひどほりゆるしおかう〜。

同日、北部内英田布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、ねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

同日、北部内御調出張所地方廳へ願

さあ〜たづねる事情〜、すぐとゆるしおかう〜。

同日、北部内鷺嶋布教所地方廳へ願

さあ〜たづねる事情〜すぐと〜。

同日、北部内用ヶ瀬出張所地方廳へ願

さあ〜たづねる事情〜すぐと〜。

同日、北部内岸和田出張所設置地方廳へ願

さあ〜〜たづねる事情〜、さあ〜すぐと〜。

明治二十八年三月二十九日

天理云々に付會長様心得迄に願

さあ〜尋ねる事情〜、さあ〜理によつて事情の理、一にもつて尋ねる、まだ〜一つの理がわからん、どうしてもかうしてもはじめといふ、さとしかけた理、此道がわからん、ほん元をしらん、一時わからん理だん〜にわかつてくる、道といふわからんものにいふたてわからんなれど、日がでてくる、どういふもかういふもをさまる日がでてくるからみなしんばいはいらん、みな守護さあといふたらでる

て、さあといふたらなるて。

1011

明治二十八年三月二十九日

城島郡内和歌山縣海部郡大崎村字方千四百七十六番地に加茂布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情はねがひどほりゆるしおかう〜。

明治二十八年三月三十日

河原町郡内星田布教所地方廳願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情すぐと〜。

明治二十八年三月三十日

中河郡内湯淺出張所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

—(2772)—

同日、中河郡内高鷲出張所教會所五間半に七間と先日の願を改めて願（新二月二日大工始地ならし石搦、木作り出来上り次第棟上願）

さあ〜たづねる事情〜、さあ事情ねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年三月三十一日

荻津郡内笠岡支教會長川合豊辭職に付上原伊助後任御許願

さあ〜たづねる事情〜、事情は長らくの事情、いかな處も日々、今一時あらためてねがひ出る處、さあ〜ゆるしおかう、さあ〜ゆるしおかう。

明治二十八年三月三十一日

山名郡内吉見布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情〜願ひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう。

—(2773)—

同日、山名郡内武藏野布務所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情、さあ〜願ひどほり〜さあ〜ゆるしおかう。

同日、山名郡内忍丁布教所六日二十六日説教日、舊十六日入社式及鳴物六つの願

1013

さあ〜願ひどほりにゆるしおかう。

同日、山名部内上毛布教所入社式番六日、説教日新十六日二十六日及六つの鳴物願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう。

明治二十八年三月三十一日

北部内沖島出張所地方廳出願伺

さあ〜すぐと〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年三月三十一日

南海部内眞妻布教所新築落成に付番三月二十日鎮座式同二十一日落成式願

さあ〜ねがひどほりゆるしおかう〜。

明治二十八年四月三日

芦津部内玉島布教所を出張所に引直し願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情〜願ひどほり〜ゆるしおかう〜。

玉島出張所新築願

さあ〜たづねる事情〜、事情はねがひどほりゆるしおかう、心だけにゆるしお
くのやで、さあ〜ゆるしおかう。

井戸三ヶ所掘る願

さあ〜事情ゆるしおかう。

勝手の間便所の願

さあ〜事情〜さあ〜ゆるしおかう。

普請取りかゝり御許願

さあ〜事情〜さあ〜ゆるそう〜。

木作り出来次第上棟御許願

さあ〜事情たづねる處、一時すつきりゆるしおかう、心おきなう〜。

鳴物六つ御紋御許願

さあ〜ゆるしおかう〜、さあ〜ゆるしおかう。

明治二十八年四月三日

船場部内船徳出張所新築願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜願ひどほり〜さあ〜ゆるしおかう〜。

舊三月十五日主持、三月二十日石搦、同二十四日手斧始、出来上り次第上棟願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ゆるしおかう〜。

明治二十八年四月三日

山名部内岡崎布教所入社祭誓毎月十二日、説教日新毎月三日二十三日、六つ鳴物願

さあ〜たづねる事情〜は願ひどほりさあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年四月三日

高知部内高知縣香美郡在所宇永野に韭菜布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、事情ねがひどほり〜さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、高知部内高知縣香美郡野市村大字西野に野市布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情〜願ひどほり〜さあ〜ゆるしおか

う〜。

明治二十八年四月四日

城島部内宮川出張所月次祭誓十六日、説教日新一日十六日、九つ鳴物御紋願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情願ひどほり〜さあ〜ゆるしおかう。

明治二十八年四月四日

辻豊三郎と留菊と縁談の儀願

さあ〜尋ねる事情〜、えんだん二條尋ねる、つないだ日むすんだ一日の日を生
涯の理にをさめるなら十分なれど、中にどんな事情神にたづねてしたなれど、こんな
事いふやうな事ありてはならん、そこでめん〜、それ〜かうといふ理さへむす
べば一つはこんでみるがよからう。

明治二十八年四月五日

教長様本局管長公御迎の爲め出發御許し願

さあ〜尋ねる事情〜、一日二日此事情、又一日二日此事情、それだけの義務は

つくさにやららん、何時用がつかへるともわからんで、そこで一日二日の事情をもつててこすやう。

随行員篠森乗人、松村吉太郎の兩氏御許し願

さあ〜その處は事情、又内々事情、又てこす處の事情、願ひ通りにゆるしおかう。

明治二十八年四月五日

高安部内大島支教會副長上野與一郎に選定願

さあ〜さう云ふ事情といふ、みんなそれ〜の心の理にまかせおかう。

同日、高安部内河北出張所地方應再願の節擔任佃巳之助にて出願せしものか又取替て出願せしものか願

さあ〜たづねる事情〜、一度ていく處もあり、二度三度ていく處もある、これはどうもならん、たつた一つの理でどう云ふ事てなると思ふ、他にはどう云ふものと思ふ、これは心に一つさとしをする、外へ通じるやないで、今一時名前をかへてと云ふ、二度三度十分はこんでそれから事情といふ。

押して

さあ〜二度三度といふは、ようき、わけ、二度三度といへば同じ理がかさなる、めん〜がいて心の理をみて、それより理を初めと云ふのやで。

明治二十八年四月七日

城島部内加茂布教所開筵式閏五月十六日、續座祭閏十五日願(當日御酒折詰の配與の事願)

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はねがひどりゆるしおかう。

明治二十八年四月七日

中河部内大津出張所新築願(棟行七間梁行六間、大工始十六日、木作出來次第棟上、塀取拂ひ新に願)

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどりゆるしおかう、心だけゆるしおくのやで、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年四月七日

河原町部内田方出張所四月十七日開筵式、月次祭十五日、説教並に入社祭新五日二十五日、御勤

場物御救の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひとほりさあ〜ゆるしおかう〜。

同日、河原町部内熱海出張所四月二十五日鎮座祭二十七日開筵式、月次祭十日、説教日並に入社式新六日十六日二十六日、御勤鳴物御紋願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひとほり〜さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、河原町部内小田原出張所開筵式四月二十一日、月次祭十四日、説教日並に入社祭新四日十四日二十四日、鳴物御紋の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひとほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年四月八日

河原町部内水口支教會田方出張所山本善七家内引移りの願

さあ〜たづねる事情、さあ〜事情だん〜それ〜心の理にまかせおかう〜。

〜。

同日、河原町部内熱海出張所擔任教師坂口庄八家内引移り願

さあ〜たづねる事情、さあ〜理をもつてをさまる一つの理をもつてをさまる處、さあ〜ゆるしおかう。

同日、河原町部内小田原出張所擔任教師武宅近三郎家内引移りの願

さあ〜たづねる事情、さあ〜事情によつて一つの心、それ〜あつめる一つの理、さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、河原町部内熱東出張所移轉致し度付地所買求め願(沼津町城内字片端三百七十五番地ノ一)

さあ〜尋ねる事情〜、さあ〜事情はねがひとほり〜さあ〜心だけ事情理にゆるしおかう〜。

地ならし來月一日

さあ〜尋ねる事情〜、さあ〜事情、事情ねがひとほり〜さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年四月八日

北部内松江出張所地方廳へ出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情すぐと〜。

明治二十八年四月九日

旭日支教會講堂祭禮三月二十七日、月次祭禮二十七日、説教自新五百二十日、入社祭新五百及御勤の鳴物
並に教祖様御記りの場所願

さあ〜尋ねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年四月十日

高安分教會教祖様を御記り致し居りし座敷取拂ひ教祖様の御殿を新築致し度就ては右座敷は教祖様の御入
被下し座敷に付取拂ひても可然哉伺

さあ〜たづねる事情〜、一つ事情をもつてたづねかける處、心にかゝる處もある、かうせにやならんとおもふ、かうせどうせとは云はん、どうしてくれと云は

ん、ほつ〜の心をもつてやるがよいで〜。

明治二十八年四月十日

高安部内丹南出張所二度地方廳より却下相成しに付全く擔任教師が不都合に被講社の事情に被違ふ事情願
さあ〜尋ねる處、一度でならん二度でならん、事情尋ねる一時の處、今までの處
おもひちがひの理があつて、一時もつてどうと事情あざやか、せいてせかぬやう事
情はおよばすほどに〜、なにもあんじる事はいらんで〜。

明治二十八年四月十日

兵神部内三神文教會舊二月二十七日石搦、舊四月五日上棟願

さあ〜たづねる事情〜、願ひどほりゆるしおかう〜。

同日、兵神部内橋北出張所舊二月二十一日地ならし、同日手斧始、舊二月二十九日石搦、舊四月一日事務
所上棟、舊四月二十一日教會上棟願

さあ〜たづねる事情〜、願ひどほり〜心だけ〜理はゆるそ〜。

明治二十八年四月十日

撫養部内福井出張所鎮座祭齋四月二十日、開筵式二十一日、月次祭齋毎月十四日、入社式同日、説教日
同五日願

さあ〜たづぬる事情〜、願ひどほり〜ゆるしおかう。

明治二十八年四月十一日

前川菊太郎明日か明後日か上京するに付願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜どうしてもならう、まい〜一つまあだんじ一つ事情、それ〜一つ事情であらう、何か萬事一つゆるしおかう〜。

明治二十八年四月十一日

足達保太郎四畝貳歩宅地買入御許の願(本席様東の地所)

さあ〜尋ねる處〜、時をもつて〜、なる時あればならん時もある、時もつて事情はこんでくれるやう、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年四月十一日

郡山部内谿羽支教會教祖様御靈舎を教會丑寅の方へ一間半に二間一尺の建築願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情、さあ〜ねがひどほり〜心に一つ理にゆるしおかう〜。

明治二十八年四月十一日

山名部内埼玉縣入間郡川角村字下川原五十六番地に入間布教所設置願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情願ひどほり〜ゆるしおかう〜。

同日、山名部内武藏野布教所地方廳へ出願の願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はすぐと〜。

明治二十八年四月十一日

北部内岡山支教會齋四月十四日鎮座祭、十五日開筵式、十六日大祭、九つ鳴物御紋願(追て月次祭齋二十一日、入社祭並に靈祭齋十一日、説教日新二日十二日二十二日の願)

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はねがひどほり〜、さあ〜事情さあ

くゆるしおかうく。

四月一日神澤家内中引移り願

さあく尋ねる事情く、さあくいつく事情みな理に活きる處、事情さあくゆるしおかうく。

開講式に分教會長出張の願

さあく尋ねる事情、それは心にまかせおかうく。

明治二十八年四月十一日

南紀郡内南牟婁郡五郷村宇寺百六番屋敷山口忠藏宅にて神郷布教所設置願

さあくたづねる事情く、さあく事情願ひどほりくさあくゆるしおかうく。

明治二十八年四月十一日

増野正兵衛小人二人の目の障りに付願

さあくたづねる處く、身上心得んは一寸あんじる、あんじる事いらん、まあ一

つ事情出来たらどうであらう、これ事情に理あらう、思ふ事情一寸内々どうであらう、皆思ふ處さきながく思へばながい、一時もつてかう、ぜんあざやか事情思ふ處、よう聞分け、年とれたるものは今日云ふて今日にかはる、あす云ふてかはるものや、そこでかはる事情たのしましておけばをさまる、どうなるかうなる樂しませておけば治まる、どうなるかうなる樂しましておくがよからう、小人あんじる事いらん、あんじすとす内々聞分け、みちくの處さきもある、日々あんじる事いらんと毎度さとしてある、あんじてならん、これ内々をさめてくれ。

押して、一階建の處普請木造りも出来上りましたに付御許の願

さあくそれはいつなりと思ふやう、その日がある、どちらへなりとこちらへなりと、その心さへ治めてあればあんじはない。

明治二十八年四月十二日

東分教會所普請願 (舊教會在來の處北へ二十坪増し、外に廊下十一坪一合七勺、右附屬副教會東南隅新築五坪三合三勺、教祖靈舎教會の北へ新築、客室教會の東へ新築、附屬湯殿客室の東南へ新築、隱居所教會

と教祖靈舎との中央へ移し、本家を現在の處より北へ五間二尺移し、舊臺所を取こほち本家へ取續け、東側へ臺所を新築、在來の湯殿を新臺所の北に移し、四十一番地在來の家屋を四十二番地北の端へ移し、四十二番地在來の家四十一番地表通りへ移し、四十一番地本家に會長住居として日々御勤する事、舊事務所客殿後ろへ引く事の御許願)

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜ふしん一條これだけかうと思ふだけの事情、事情はすみやかゆるしおかう、たてや一條心だけにゆるしおかう〜。

明治二十八年四月十二日

山名部内吉見布教所地方廳へ出願の願

さあ〜たづぬる事情〜、事情はすぐと〜。

同日、山名部内十日市布教所地方廳出願の願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はすぐと〜。

明治二十八年四月十二日

高知部内野市布教所地方廳出願の願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はすぐと〜。

同日、高知部内垂生布教所地方廳出願の願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はすぐと〜。

明治二十八年四月十三日

城島部内有田郡生石村字下六川一六二番地に藤並出張所設置願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう。

明治二十八年四月十三日

北部内英田布教所設置地方廳へ出願の願

さあ〜尋ねる事情、さあ事情すぐと〜。

同日、北部内勝北布教所設置地方廳へ出願の願

さあ〜尋ねる事情〜、さあ〜事情さあ〜すぐと〜。

明治二十八年四月十三日

中河郡内石川支教會來る三月二十三日石塙、同二十六日上棟式願(併て兩便所風呂場建る願)

さあ〜たづぬる事情〜、さあ事情はねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年四月十四日

北郡内岩瀨出張所舊三月二十五日鎮座祭、二十八日開筵式二十九日大祭願(併て九つ鳴物御紋、講社旗提燈、信徒へ小餅御酒、分教會長等出張、尙又月次祭舊十六日同日入社祭、説教日新三日十三日二十三日願)

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、北郡内宮津出張所普請圖面を以て申上げ願

さあ〜尋ねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

舊三月二十五日手斧始、同四月十六日地ならし木作出來次第上棟式願

さあ〜事情〜、さあ〜ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年四月十五日

城島郡内松阪支教會新舊三月二十六日鎮座祭、二十七日開筵式、二十八日大祭願(當日旗提燈、信徒へ御酒御供出す願)

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年四月十五日

北郡内船井支教會竹野出張所地新御許願(宇木橋三百三十四番地一反一畝二十歩)

さあ〜尋ねる事情〜はねがひどほりにゆるしおかう〜。

新築七間半五間半、四間半二間半二階造り教祖様の間、三間二間其外普請一條圖面の通り願

さあ〜尋ねる事情〜、事情はねがひどほりゆるしおかう〜、心の理にゆるしおくのやで、さあ〜ゆるしおかう〜。

地搦手斧始舊四月二日より木作出來次第上棟式外に井戸願

一二三

さあ〜尋ねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年四月十六日

高安郡内豊島出張所梁行四間桁行六間の教堂新築、木作り出來次第上棟願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほりゆるしおかう〜。

明治二十八年四月十六日

北部内大芋布教所古屋造作便所場所がへ四月四日とりかゝりの願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情願ひどほりゆるしおかう〜。

明治二十八年四月十六日

櫻井部内伊勢國多氣郡佐奈村五佐奈に於て擔任は中谷眞吉にて佐奈布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほりさあゆるしおかう〜。

明治二十八年四月十七日

本席様御目の障り御伺

さあ〜まあ一寸尋ねる處〜、さしづといふはいくへさしづおよんで、實々くどきさとしたるなれどとんと心えん事情である、もうすつきりなあ、みな一つ事情おもふ處、これき、わけにやわからん、もうすみやか、けふは身の内すこしよいといふ、又わるいといふ處からつとめさしたる、日々事情どれだけかさなる、一時みればはかりがたない、ようき、わけ、ついに〜はなしさとしたい、どれだけさとしたかてほんのつかみさがしたるやうなもの、日々はこんでる中にほんにあんしんしてる處あらうまい、ようき、わけにやならん、人間心のをさまりどころといふ、どれだけの中に不自由かんなんうれしいといふ、ついにわかるもの、年一つかぞへてみるがよい、年限長ささとしある、年限き、わけ、一日もやすんだる日ない〜、たのしみの中にとんと一つの理にうつとしい、うつとしいからき、わけにやならまい、ようき、わけにやならん、ほつておけばいつまでも一人をらん〜といふ、日

々の日をおくれたる、一日の日はこびがたない、ようき、わけ、身の内と道と理と日々はこぶ理と三つさとしたる、それくみな心の理失ふてゐる、そこでわからん、そのこの處とんとはこんでくれにやならうまい。

押して、政甚の處ですか政枝の處ですか御伺

さあくみな尋ねる處く、をさまりありてをさまりない、どうもならうまい、たれがどう心をさまらんから萬事治まらん、みなねをあらひくすみやかならん處から事情どうもならん治まらん、ねからすつきりあらひ、たいもうの處からせいといはいはん、ひとりから治まりたる處ようき、わけ、わけもわからん處から此道元々やぶれ道、ほそき道わすれて、けふなりたる道ばかりみるからわからん、元々ねからあらうてすつきりといふ。

同日、教長様御身上御伺

さあく尋ねる處く、どうもこれ身上といふ、身上げふすみやかありて一時心えん處、萬事の處き、わけ、まあ身の處がふそくなる、まああかい處く、日々あか

いなれど、心の道事情これどうもならん、なぜどうもならんといふは、一つのものもつて一つ、二つもつて二つ、三つもつて三つ、むつかしいさとし、ようき、わけ、一時の治まりといふは、いづれといふはどうもならんく、ようきとわけ、物にたとへてさとそ、そんじてしもたらどうもならん、はやく修理か、らにやならん、年々修理く、はそんなるはそんなりきりたら修復にか、らん、これ一寸き、わけてくれ。

明治二十八年四月十七日

南海分教會普請落成に付遷座祭蓋四月六日、七日八日と御祭式執行願

さあくたづぬる事情く、さあく事情く、さあく事情ねがひどほり心おきなう事情、さあくゆるしおかうく。

辨當御神酒なり二百名程呼ぶ願

さあく事情く一つの理、さあくゆるしおかうく。

信徒より煙火上げる願

さあ〜たづねる處〜、それはどうなんとも一つ事情又一つ事情かうしたならば
と一つ心にある、なれどさういふ事は一つ事情何かだんじあひにまかせおくによつ
て、さあ〜だんじあひにまかせおかう〜。

明治二十八年四月十八日

兵神部内有馬出張所新築願

さあ〜たづねる事情〜、ねがひどほりさあたづねる心だけゆるそ〜。

明治二十八年四月十八日

撫養部内大内布教所普請願

さあ〜事情たづねるとほり、ねがひどほりゆるしおかう〜。

明治二十八年四月十八日

南紀部内神郷布教所地方廳出願の願

さあ〜たづねる事情、ねがひどほりゆるしおかう〜。

明治二十八年四月十九日

内務省より鳴物の内ニ味線入れるのをやましくいふに依て三味線にかへた琵琶のやうなものに御許の願

さあ〜尋ねる處〜、さあ〜どういふ事かういふ事、一時わかるまで心がすま
ねばゆるすといふ理も、ならんといふ理も日々である、どんな事もでる、とても何
かみるであらう心にもつて。

明治二十八年四月十九日

明書二十六日より御本席阿波國撫養分教會所へ出張御許願

さあ〜尋ねる事情〜、事情はゆるしおかう〜。

随行員御許願

さあ〜尋ねる事情〜、幾何人とはいはん、事情みわけて〜ゆるしおかう
〜。

明治二十八年四月十九日

北部内生野支教會山崎布教所奥行六間間口二間半建家の願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はねがひどほり〜ゆるしおかう〜。
舊四月一日手斧始舊十日石搗地ならし、木作り次第上棟、東北角井戸一ヶ所東南便所一ヶ所願
さあ〜たづぬる事情〜、事情はゆるしおかう〜。

明治二十八年四月二十日

本部長様一日より南海分教會へ御出張御許願

さあ〜尋ねる事情〜、さあ〜事情ゆるしおかう〜。

随行員御許願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年四月二十日

宇佐支教會開筵式に付舊四月一日より山中彦七、山澤爲造、喜多治郎吉三名出張の願

さあ〜尋ねる事情〜、さあ〜事情さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年四月二十日

南紀部内三河國幡豆布教所舊四月十日鎮座祭、十一日開講式、旗提燈立てる願、(追て毎月十日入社祭、新

一日十日二十日説教日願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年四月二十六日

日本橋分教會所教堂十間九間、事務所八間十五間新築の願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はねがひどほり〜心だけゆるしおくの
やて、心にゆるしおかう〜。

石搗手斧始上棟式木作り出来次第御許願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年四月二十六日

日本橋部内城山布教所設置願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

地方廳出願の願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

同日、日本橋部内御米出張所設置願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情は願ひどほり〜ゆるしおかう〜。

地方廳へ出願の願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年四月二十七日

教長様御身上御障りに付ほうそ守遠方の人折角参拜せしも御渡し兼ねるに付本席様に書いて戴きますことは如何て御座りますか

さあ〜尋ねる事情〜、一時もつてどういふ、あざやかなる理なる、日々とほく
所、一度二度の理、一つ理により代り、かはり事情は席に萬事まかせある、席にさ
ういふてくれ、萬事すつきりまかせてあるによつて。

明治二十八年四月二十七日

郡山部内鎌倉布教所設置願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はねがひどほりゆるしおかう〜。

同日、郡山部内南勢布教所設置願

さあ〜たづぬる事情〜、事情〜ねがひ通りゆるしおかう〜。

明治二十八年四月二十七日

山名部内入間布教所地方廳出願の願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はすぐと〜。

同日、山名部内都留布教所初獨村宇山田和千三百五十三番地へ移轉願

さあ〜たづぬる事願〜、さあ〜事情は心にまかせお〜。

同布教所入社祭舊十二日、説教日新二日二十二日、六つ鳴物願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

同日、山名部内海上布教所入社式舊十一日、鳴物六つ、設教日一日二十一日の願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年四月二十七日

城島部内加茂布教所地方廳出願の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はすぐと〜。

同布教所入社式毎月舊一日、説教日六の日、六つ鳴物願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はみなゆるし所といふ事情、あんど一つの理といふ、それより又一つといふ。

明治二十八年四月二十七日

八木部内大分縣大分郡三佐村大字三佐四百二番地三佐布教所設置願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情〜ねがひどほりゆるしおかう〜。

明治二十八年四月二十七日

増野正兵衛目かい小人おとも目にやに時には血が出る首筋に大き出物の願

さあ〜尋ねるよぎなく事情尋ねる、たづねていつ〜事情、まいど〜身の處ふそく、あちらがふそく、こちらがふそく、あちらがよいと思へばこちら、どう云ふ

處よぎなくの處、よき事情さとしよう、これまで長い事情いくへの理、日々運ぶ處、みな〜事情よきき、とれ、内々事情日々はこぶ中〜、中に日々の理、内々心得んなあ思ふ處、運ぶなかわすれられん、これ一つの事情、まあ一つぢばと云ふてある、ぢばの中一つもうものと云ふ、つとふようなるほど一つはすれる、萬事一つの事情、遠い處一度二度三度、どんとあつまつてあつまらん、第一一つ事情いかなる事情、いかなるも内事情、小人みにくいなあ、これして神のつかふとも神の道具とも云ふ、神のはたらきに間違ひあつてならん、はなしまとまりほておけばあちらからまがぬける、とうぶんこちらがかへらん、あちらがかへらん、皆理がおくれる、もつれたら先ももつれる、口はどこやら分らんやうになる、めん〜しきつて一つうち〜心にかゝる、かけて運びかたなくしきつて皆あつまる、そも〜どうもならん、ながい日ほつておけん、つい〜みなもどる、しきつて事情、めん〜身にかゝる、しいてつめて他にそれ〜日々の處どんな運びかた、もどるかへるとんとあつまらん、ほつておく、さきと云ふ治め方一時たいそう、しきつてはこぶと云

ふ心を定めてみよ、よく聞取れは十分だんじ、一つかゝりかけたらすうきり一つの理を聞分けてをさめてみよ。

明治二十八年四月二十八日

兵神部内実業布教所二間に二間のものを事務所に成し、養炊場四尺二間、雪隠建築する願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年四月二十八日

山名部内西白川布教所鳴物六つ、入社式書十一日、説教日一日二十一日の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はねがひどほりゆるしおかう〜。

明治二十八年四月二十九日

事情願の前におさしつあり

さあ〜尋ねる、席々これまで事情にて、もう日々の處つかへ〜て、一日の日事情はこび〜、そこで一日なりと〜事情はこばしてある、席がどうもならん事は一寸はない、事情によつてどうもならん、たぶん〜の事情つかへてある、一日一

席となつてゐる、これが日々はこびこしてある、はこばさにやならん心にとつて事情はこばしてある、みなまつてゐる、なれど四五日の處事情やすましてくれ、そこでどういふものである、もどるやいなや一日もなあ、一日の日も休まずしてたいくつ〜、十分のたいくつ、ようがふえてある、みな刻限もつてはたらかさにならん、もうほどなうもどつてくる。

明治二十八年四月二十九日

兵神部内社支教會千四百二十四、二十五、二十六番地買入願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

桁行二間梁行二間一棟、桁行六間梁行二間一棟の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情は心〜、心の理にゆるしおかう〜。

手斧始め十日、上棟式は木作り出来次第の願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情はゆるしおかう〜。

明治二十八年四月二十九日

山名部内賀茂布教所入社式舊十三日、説教日新三日二十三日、鳴物六つの願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はねがひどほりゆるしおかう〜。

明治二十八年四月二十九日

撫養部内南阿支教會十間と六間と五間の壁願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はゆるしおかう〜。

明治二十八年五月二日

郡山部内南勢布教所地方廳出願の願

さあ〜たづぬる事情、さあ〜事情はすぐと〜。

明治二十八年五月二日

山名部内山梨出張所五月十八日夜鐘座祭、十九日開講式の願

さあ〜たづぬる事情、さあ〜事情はねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、山名部内茨城縣西茨城郡笠間町大字石井五十二番地に於て茨城布教所設置願
さあ〜たづぬる事情、さあ〜事情はねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年五月二日

中河部内湯淺出張所地方廳出願の願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はすぐと〜。

明治二十八年五月二日

高知部内愛媛縣新居郡金子村大字庄内字城下九番上一番地に城下出張所願

さあ〜たづぬる事情、さあ〜事情はねがひどほり、さあ〜ゆるしおかう〜。

同日、高知部内高知縣土佐郡大川村字井ノ川五番地に本川布教所設置願

さあ〜たづぬる事情、さあ〜事情はねがひどほりさあ〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年五月五日

河原町部内蒲生支教會鎮座祭開筵式、信徒へ御酒御饗餅與へる願

さあ〜尋ねる事情〜、さあ〜事情はねがひどほりゆるしおかう〜。

月次祭、説教日、入社式、九つ鳴物御紋御許願

さあ〜尋ねる事情〜、さあ〜事情はゆるしおかう〜。

明治二十八年五月五日午前九時半

平野権藏身上願

さあ〜たづねる處〜、身上に心得ん事情いかなる事情云ふ、何がまちがふたる、何かわからんからと尋ねる、それは十分の理をさとす、よう聞取れ、思ひがけなき事情、一時一つ身にせまる、萬事何かの處かうと云へばかうとをさまる〜、みなより合ふた理で治まる、他に事情ありてと思ふ、なれどほか〜事情はなきもの、これまで大抵〜の事情はじめかけたら治まる、をさめかけたら治まる、をさめかけたら治まる、ぜん〜にもさしづしたる、人間心で云ふやない、これ

まで一つ〜何かの事も理でをさめきたる、よう聞分け、治め方の談じ〜幾晩はこんで治まりてあると云へば治まつてあるやうなもの、ほんの一寸のをさまりである、身上から事情できて、やう〜の道が一寸わかりただけのもの、萬事心にかけてどうか思ふは理、よう聞分け、ぢば一つ屋敷の事情ならほつておかれん、さあ〜さしづと云ふ、その場ですぐと、なふ事と、中にはこくげんの理でもおくらしたる事情がらあう、あるからけふの日と云ふ、どうかう想像して、これは見ておられん、ほつておけん、不自由してゐると云ふ、不自由と云ふは喰はず飲まずしてゐる者が眞の不自由であらう、ほか〜世界道のため喰はず飲まずとほりてゐる者もあらう、この屋敷に喰はず飲まずにゐる者があるか、さしてもない、してもゐん、こくげん話事情さとしたる處、身上からさとす理、會議はく處の理、また〜及ぼす席事情ゆるしてある事情ある、よう聞分け、三年五年では不自由と云はん、これより一つ取りかへて、身上けふの日どう云ふ事情さら〜もたず、身上ちやんと治まつてから一つ事情と云ふ、さあ〜とめるやないで、やめ

るやないで。

さあ〜また〜一つ話と云ふ、わかりである〜と云ふ、必らず心にもたぬやう、さしづは神がするのや、人間の理をもつてさとするやないで、想像の中から理をこしらへる、あつまるあつまらんの事情をこしらへたら、心に苦しむ理もこしらへにやならんで。

押して

さあ〜みんな一つよう聞分け、思ひすぎてもならん、又思ひたらひでもならん、このごろ何よの事もさしづで治まるから、年限かさねるだけはゆるさんで、これだけさしづしておかう。

明治二十八年五月五日

山田伊八郎及小人三名の障り願

さあ〜だん〜事情をもつてたづねる、いかなるも日々あちらどう、小人どう、なんにん〜の中、いかなる事情であろ、なにがちがふまちがふてゐた〜、さんげ

もなくよぎなくたづねる處、よう事情き、とれ、内々長らえて道すがら、長い〜ようき、とらにやわからん、他に事情世界といふであろ、世界の中、信心の場所〜、幾重信心の場所、だん〜つくしたる處ようき、とらにやならん、いんねん世上さとする、めん〜だい〜も聞分けにやわからん、これだけ道をとほりつくす理は受取る、運ぶ理も受取る、長い年限も受取る、内々にめん〜それ〜小供ふそくどうあらう、思ふ理である、ようき、とれ、人をたのむといふ、實の心と人をもつてたのむ心、實の理とたのむ、じつ〜その日〜の理をまぬがるやうき、とれ、又々一つの理をさとする、内々のやう〜しかけたる、元々の理のはじまりき、とれ、長い内であらう、ほのかの理であらう、理をみて年限の事情、これまでなんぎならくの理、この理を内々さんげとも云ふ、世上には何をせへてもじせつ、この道長々の道によつてこれだけき、わけらなら、内々たんのうすうきり、何名何人あつてたんのう、いんねんの理をき、わけ、いんねんのさんげともいふ、内々あんなる事はいらんで、あんじてはならんで。

明治二十八年五月十日

教長様南海分教會にて身上御障りに付事情申上げ願

さあ〜ゆるりと話す〜、せへて話しくい〜、たに事情せかい事情はやくはこんでしまふがよい。

明治二十八年五月十日

山田作治郎妻とめ教長様御障りの前日身上障り有之しに付分教會後々の心得の爲おさしづ願

さあ〜尋ねる事情〜、さあ〜萬事の處はやう〜もつて一時〜、皆すんだるところ、又一つこれはとおもふた日もあらう、又なかはどうであらう〜、よほどたいへん事情ありたであらう、日はあんしんなるところみて、これからさき今までこれではなあといふた理をもつて、いつ〜までとりはからへとりあつかへ、それてをさまりつくであらう、あんじることあんじる處一つもない。

明治二十八年五月十日午後

教長様昨夜南海より歸部御身上手足自由不叶ぬ事情御願

さあ〜一時をもつて尋ねる處〜、身のさはりはいかなる事とみなおもふ處、一時もつてさはりやあらうまい、前々事情一つならん處、どうなりかうなりをさめきたる處、中にかはり身にたへられん處、何んでもかでも尋ね切りて〜、身に事情あればほつておく事できん、一人かゝる處、今に今の理ではあらうまい、みじかいあひだといへば長い間である、めん〜事情尋ねかけるからはさしづに及ぼふ、身にたへられん事情よりあらため、あちらちよい〜、こちらちよい〜の事情さとしてある處、ほんになるほどとあつめてくれ、ほつておけばおける事もある、なれど身上に事情あればほつておくこと出来ようまい、ならん事情存命中の事情なら、一人おやとみてほんにたよりをさめたる事情、又一つだいかはりて事情といへば、さしづ一條ではこびきたる、是迄なんぼもいくへのさしづもしてある中に、そのまゝの事情もある、よう聞分け、人間心の理と又みんな双方たのもしい理とき、わけてくれ、一人にかゝれば一人にかゝりてある、日々身上に事情あればつとめられようまい、一人の心の理といふ、人間の理といふはようき、わけ、おほくの中にどんな

理もある、そのまゝにしておける理とおけん理とある、みんなそれ／＼そもそも理ではをさまらん、人間一人の理さつしてくれ、人間の心をもつてかうといふ理はいへば成程の事情もある、なれどながう／＼此まゝほつておけばどんな事情になるもわからん、一時もつて心のをさまる理さとさにやらん、あんしんさゝにやらん、さきはほつておかんといふても、一時の心なくばどんなたんのうさしてもをさまろまい、をひのべ／＼の理は今迄はゆるしおいたる、なれどころつと一時なるほどの理ををさめにやらん、きをやすめさせ／＼といふ理は是迄いくへにもきかしてある、今迄さしづの理をはづしたのやない、はづさしたのや、是一つよう聞分けてくれにやらん。

押して安心は本席様

さあ／＼みな尋ねかけたら一つ／＼わかるやろ、もうこれといへば、かうをさめかけてもどうしてもをさまらん、いづれ治まるといふて今迄すて、おいたる、どうしても治めてくれ、よるやらんもどるもどらん、もどつたかとおもへば又でる／＼、をさめか

た一つでをさまる、かうしてかういふ事になればさき／＼をさまらん、さきうすいといふ、先の理ある、先の事情があるのではやくとりかへてくれにやらん。

又押して

さあ／＼みなだんじあふてくれ／＼、一人もかくしつゝみはいらん、みんなそれぞれ事情もつてはなしかけたら、かうなつたといふ、身上にせつなみみてゐられん、日々のくもりなやみは中々大へん長い間である、入りこんでだん／＼さとす理から聞分け、かうといふても又さうやないといふ事情をもつてをさめにやらん。

明治二十八年五月十日

高知郡内高知縣土佐郡森村字彦五十一番地に森出張所設置願 (擔任明坂只次)

さあ／＼たづねる事情／＼、さあ／＼事情／＼ねがひどほり／＼、さあ／＼ゆるしおかう／＼。

同日、高知郡内宮崎縣宮崎郡大淀村字新町百六十三番地に宮崎出張所設置願 (擔任和田義之助)

さあ／＼たづねる事情／＼、さあ／＼事情ねがひどほり／＼、さあ／＼ゆるしおか

うく。

同日、高知郡内愛媛縣新庄郡瀧濱村字阿島十番地に阿島出張所設置願 (擔任山下仲次)

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情〜ねがひどほり〜、さあ〜ゆるし
おかう〜。

明治二十八年五月十日

日本橋郡内群馬縣山田郡大間々町字大間々町百番地に大間々出張所設置願 (擔任奥津証蔵)

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情ねがひどほり〜ゆるしおかう〜。

明治二十八年五月十二日

飯降政其東の方へ治まりて本席様後をつぐ事情違が件願

さあ〜だん〜事情もつて事情尋ねる處、さあ〜よう聞分けにやわかりがたな
い、ものといふものはしゆんがある、道理さとせばみなしゆんがある、しゆんがは
づれると、種をおろしてもはえるものもあれば、はえんものもある、しゆんがはづ
ればおぼつかないもの、どんなものでもしゆんがはづれると、一花だけでおちてし

もたらどうもならん、これから一つの理をき、わけ、一時一つわからんやうになつ
たらどうもならん、一つたいせつ〜心の理をしづめてきけば、これまでの理にあ
ざやかわかる、身の内せつなみやむも心一つ、なんぎするも心一つ、ようきけばさ
うさう一つをさまる、此事情き、わけばわかる、事のあつまる理、年限たつてどう
もならん、年限たつた中によるこぶばかりならよい、くどきはすつきりならんで、
年限たつてからこうをつんだてどうもならん、ある内みる内たのしみ尋ねる理なら
一つ受取る、又一つもちひる、身上ありてたのしみ、身上ありて道である、これ一
つき、わけくれにやならん、みのせつなみありてからあらためにやどんな事でもあ
らためられる。

西の方古き建物水尾よしゑの住居とする願

さあ〜尋ねる處〜、協議としてをさまる、理をあつめたらよき事とおもへばは
やくはこんでくれ、中にしんのあらためる、どうせいとはいはん、身の内かりもの
事情さとしたる、あと〜めん〜のものはないもの、世界名がありてしようなき

ものあろまい、これ一つかんがへてくれればわかる、ようき、わけてくれるやう。

梶本、政枝建物一軒建る願

さあ〜だん〜事情尋ねる處〜、治まりしだい〜、實を尋ねて治まりしだい
しだい、治まる事情何時でも〜。

政甚東京より郡山へ連れ歸りある處本部へ連れ歸る願

さあ〜これ〜尋ねる處、これも一つはなしせにやわからん、何度も〜心定め
ずしてあちらこちらさわがす處、わからんは世上理である、又一つ大きやうなもの
でもしゆんをみればちいさいやうなもの、人間の事情もつてすつきりきりはらうた
〜、なれど神がつないである、ひとまづ人間心できりはらうた、世上の理からき
らにやならん、又にんのためである、一時もつて尋ねる處、つれかへれ〜、なん
であつたやらうといふやうになる、つれかへれ〜。

梶本、政枝の中調和の事情願

さあ〜尋ねる處〜、よからうとおもふ理がわるい、これはどうである、人の心

はわからん、たによからう〜、どういふものあれだけの事はなんである、一つ理
を一つでわからん、あちらの理もこちらの理も、二つ一つの理をよせてなんでもか
でも理をよせて、それよりあつめるがよからう、すみやか治めかけるがよからう。

押して願

さあ〜尋ねる處、どうもこれ一つようて一つわるい、これどちらもき、わけてく
れ〜、なかよく治まる理、どちらの理もき、わけてやれ、日々みにく〜事
情、とんと日々の心が治まりがたない、これであつたか〜、一時の處はやく治め
てくれるやう。

梶本籍を本部内へ引取の件願

さあ〜尋ねる處〜、これはどうでもかうでもかうといふたら治めてやらにやな
らん、これさとして治めりや治まるやうな心を治めにや治まらせんで〜、此屋敷
鏡屋敷、くもりありてはかゞみやしきとはいへん、いふ事する事がふたら治まら
せんで、これだけさとしおく、ゑんりようはいらんで、ゑんりよするから治まら

ん、神のさしづをうけてゑんりよしてはさしづいらんもの、あとへもどるほうがお
ほい、何もならんやうになる、ゑんりよするから事がおくれしてくるのやで。

明治二十八年五月十二日

日本橋部内群馬縣西群馬郡堤ヶ國村字中泉三十六番地畔見利三郎宅にて西群馬布教所設置願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はねがひどりゆるしおかう〜。

同日、日本橋部内群馬縣吾妻郡久賀村字布施九十九番地原澤治郎宅にて三國布教所設置願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はねがひどりゆるしおかう〜。

同日、日本橋部内群馬縣吾妻郡名久田村大字赤坂五十一番地福島仙吉宅に於て赤坂布教所設置願

さあ〜たづぬる事情〜、さあ〜事情はねがひどりさあ〜ゆるしおかう〜。

同日、日本橋部内群馬縣那波郡宮郷村大字遠取九十番地森田丑太郎宅に宮郷布教所設置願

さあ〜たづぬる事情、さあ〜事情はねがひどりゆるしおかう〜。

明治二十八年五月十三日午後三時

教長様御身上願

さあ〜尋ねる處〜、身上〜これさあ〜たへられん〜、一時たへられん處
を尋ねる、双方の理であるで〜、双方の理といふは、ぜん〜さしづどういふも
のとそれ一寸にはわくてあらう、しゆんといふ一つの理をさとしたる處から、萬事
世界にも一つ理がありて今一時にかゝるとはおもはず〜、一寸の事情ではない、
あんじる理もある、身上に一つどういふものと尋ねるも同じ事、はやく萬事の處、
どれからながめてもほんにさうやなあとあきらかみちをはこんでくれ、かういへば
そんならどうならうと又おもふやらう、身の内さはる、今一時の事情やない、中々
長い〜事情である、前々事情ありて又とほく處で事情ありてもどる道筋の處より
よろしやんせよ、是聞分けてくれねばならん、一人ではあらうまい、一つの事情、
一時世界の處も成程といふ事情重々さあ〜早く〜一つ事情。

押して院長でも招く事で御座ります哉

さあ〜ぜん〜事情はこんだる處、一時つたへて早くはこんでくれ、かうすればどうなるとおもふやろ、おもたてならん、しつかり〜。

押して

さあ〜事情尋ねる、身上どうであろ、あんじる處の理を尋ねる〜、あんぜる處の理は一寸にさとしにくい、よう聞分け、一段治まつたら治まるであろ、是一つさとしおくによつて。

又押して醫者の事情願

さあ〜尋ねる處、さあ〜よう聞分け、世上にはみな是なんといふ〜、是第一の道、今の一時やあらうまい、ぜん〜よりさとしたる、さあ〜早く〜事情はこんでくれ〜。

引續て御さとし

さあ〜よう聞分けておかにやららん、一時なるとはおもふやない、是聞分けたらつよいはなし、聞分けなんだからどうもならん、よはいはなし、是よう聞分け。

さあ〜幾度しやんしたとてかういふ時はしやんつかん、又いへるものでもなし、それより一時も早く順序世界明らかといふ事情をはこんでくれ。内々もよう聞分け〜、よう定めてくれ〜、定めるといふはどんな道、神といふいふ、定めるならよう聞分け、なるも神、ならんも神、ならん神ならいらんといふやろ、さあ〜萬事神一條の道といふ理ををさめてくれ、是一つ聞分けにやらん。

明治二十八年五月十三日夜九時半

教長様御身上大變せまりしに付御願

さあ〜もうよい〜、いはんかてわかりてある、今夜の事はわろまい、いかなる事も神一條の道、神一條の理をたてるといふ事はぜん〜さとしたる、けふになる、けふになるとはさら〜おもふやないで、一時の處、身上せまればどうもならん、何がちがふ、か〜ちがふとはおもふまで、是迄だん〜ぜん〜よりもくどう〜さとしたる、今夜になりてどんな事もおもひだしてくれ〜。

押して詰員一同御詫び一心の願

さあ〜あつてはならん〜、あつてはきのどくや〜みなさとしたる、一時をもつてどういふ事とおもふ、よう事情を聞取つてさどつてくれ〜、一時の處事情は一寸、一つの理はかりがたない〜、是から心得のためさとすから、ふるいものこんな事では〜とおもふてとほりてきた、たつたらあんらくのやうなもの、一時一つのしやん、しやんといふては此上のしやんはあらうまい、一時どうならうといふやうになればどうもならうまい、はやく〜と事情、是迄なんべんさとしたやらこれしれん、よう聞取れ、一時の處どうならうとおもふ、双方の心に取つてみな〜高いひくいの理はない、ろつくなみちなれど、かつての理よりだん〜高ひくの理をこしらへ、あちらへこちらへすれ心の理はさんらん、たつた一つの理を兄弟一つの理、あとよりでけた理もあろまい、さきへでけたといふ理はない、どうならうといふやうになりてからはどうもならん、みなうちすてたる事情もある、よう聞分けつ〜くだけはつ〜かす、つ〜かんやうになれば、つ〜く理をこしらへておくから何もあんな

じる事はいらん。

しばらくして

みちをあんぜるやないで、みちと一つの理とはころりとまちがふ、これだけきかしたらたしかに〜。

明治二十八年五月十三日

南紀支教會長下村家族教會内へ引越し願

さあ〜たづねる事情〜、さあ〜事情願ひとほり〜、さあ〜ゆるしおかう〜。

本月末頃移る願

さあ〜ゆるそ〜。

明治二十八年五月十三日

河原町部内積根莊布教所設置願

さあ〜尋ねる事情〜、さあ〜事情ねがひとほり〜さあ〜ゆるしおかう